

第43回 佐用町議会(定例)会議録 (第2日)

平成23年6月14日(火曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎		
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (1名)	12番	岡 本 安 夫		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
職員職氏名	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (17名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文	天文台公園長	黒 田 武 彦
	会 計 課 長	長 尾 富 夫	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者				
(名)				
遅 刻 者				
(名)				
早 退 者				
(名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 01 分 開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

今日、明日、2 日間は、一般質問を予定をいたしております。今回も、テレビ中継を実施しております。質問者におかれましても、質問の要旨を町民の皆様に、十分分かっていただきますように、簡潔にお願いをし、当局側におかれましても、質問の要旨を十分に理解をしていただきまして、丁寧な答弁をいただきますようお願いをいたしておきます。

また、今回も一問一答方式ということで、テレビご覧の皆様方に、よく分かっていただけますようにという意味で、そうさせていただきます。方法は、議員から通告の質問、順番の1問を、まず、質問していただき、町長が答弁を行い、その最初の1問の答弁、質問、答弁を繰り返していただきます。最初の質問が終われば、通告による順番に質問、答弁を行っていただきたいというふうに思っております。

発言は、議員は、議員席から、町長は、答弁は、町長の自席から、時間は1時間ということをお願いをいたしておりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

ここでお知らせをいたします。岡本安夫君から、入院治療のためということで、欠席届が提出をされております。受理しておりますので報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日2名の傍聴申し込みがございます。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただきますようお願いをいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（矢内作夫君） 日程第1は、一般質問であります。

11名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず初めに、3番、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。3番議席、岡本義次でございます。

目に青葉、山時鳥、初鰹ということで、東北の方にもカツオが上って参る時期でございますけれど、地震によりまして、取りに行きたいけれど船は津波で流されてしまって船もないと。そして、佐用のように、田植えもしたいけれど、被災に遭って田植えもできないということでございます。

死者1万5,424人、行方不明者7,931人、避難されている方8万4,537人という、こういう神戸地震の7.2の、マグニチュード9.0という、想定外を越す150倍のエネルギーであったと言われております。それに伴って、原発も、こういうふうに、まだ、進行中でありまして、被災者の皆様、亡くなられた方には、ご冥福をお祈りすると同時に、被災を受けられた方に、心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

被災にお遭いになった国民の皆様は、秩序正しくですね、各国からも暴動とか略奪もな

くですね、賞賛いただいておりますけれど、そして、法人の、民間におきましては、一生懸命、元の復旧に全力を挙げておるところでございますけれど、一番関心な国会の皆さんが、椅子取り合戦のような、内閣不信任案というような醜い、こんな低落でございます。一番しっかりしていただかないといけない所が、この様なことでは、世界の笑いものになることでありましょう。もっと、しっかり頑張って、復興のために頑張っていただきたいと思っております。

本日は、3件の一般質問をさせていただきます。

大きい項目で、1つ、さよさよサービスについて。2つ、山の手入れについて。3つ目、河川改修に伴う移転についての質問でございます。順次、さよさよサービスから町長にお尋ねしていきたいと、このように思っております。

神姫バスの運行が次々廃止されまして、自分で運転できない方や高齢者の方には、さよさよサービスの運行が大変便利で喜ばれております。

そこで次のことを町長に伺っていきたく思っております。

1つ、4月29日から5月8日までのゴールデンウィーク、いわゆる5月の連休におきまして、運行された日は何日でありましたか。

2つ、このサービスの目的は、どんな目的で運行されておるのでしょうか。

3つ、このように続けて休みの時には、やはり、日曜日とか祭日は、まあ、仕方がないところがあるかも分かりませんが、買物や駅、または、銀行のATM、そして見舞い等の行かれるようなことがあるわけございまして、運転できない方は困っていらっしゃるのではないのでしょうか。

4つ、22年度の各旧町ごとの利用状態はどんな状態であったのでしょうか。

5つ、過去3年と比べ22年度、利用者は、全体で、どのような状態なんのでしょうか。増えているのか。

6つ、いただく料金と経費ですね、収支比率はどうなっているのか。

7つ、月水金、火木土の、町民が1日おきにですね、交代してはいますが、半年とか1年の交代とかは町民からは、言われていないのでしょうか。

8つ、サービスと言われているのにもかかわらず、運転手の方がですね、うんとも、すんとも、無言のままですね、運転、まあ、されておると。やはり、そういう方には、ちゃんと、そういう教育、気をつけて行ってくださいとか、ありがとうございますの1つもですね、やはり、言うべきじゃないのでしょうか。

9つ、タクシー券はですね、何冊求められてですね、いくらの収支の支払いがあったのでしょうか。

このことについて、町長に伺いたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 挙手〕

町長（庵途典章君） それでは、まず、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

さよさよサービスについてのご質問でございますが、まず最初の、先の春の連休中ですね、4月29日から5月8日までの間の運休、まあ運行についてですね、のご質問でございます。さよさよサービスは、年末年始と祝祭日を除く週6日、月曜日から土曜日の間でまあ、運行をいたしております。当然、この間におきましても、カレンダーどおりの運行ございまして、4月30日の土曜日、5月2日の月曜日、5月6日の金曜日、5月7日

の土曜日の4日間に、その4日間運行をいたしております。

次の、このサービスの運行目的ということでございますが、これはもう、事業の実施要綱にも規定をしておりますとおり、交通にお困りの町内在住の方を対象とし、もって町内の居住地域での生活権を守り、住民福祉の向上を図ることを目的としております。まあ、具体的には、65歳以上の高齢者の方、小学生未満、また、小中学生、高校生、障害をお持ちの方、その他年齢に関係なく交通にお困りの町内在住の方となっておりますが、それぞれ利用負担額は異なっております。

次、3つ目の、続けて休みの時に、利用者は困っているのではないかとのご質問でございます。まあ、確かに、不便を感じておられる方が、少しはあると思っておりますが、利用者の9割以上が通院のための利用であり、休診になる祝日運休の影響は少なく、特にゴールデンウィーク中の利用予約は少なく、その上、当日になると家族などの帰省によりキャンセルされることも多いというのが状況でございます。

後、4つ目の、22年度の各旧町ごとの利用状況でございますが、22年度運行日数は297日であります。そして、その中で、それによって、年間延べの利用者数が1万4,080人、その内、佐用地域が29パーセント、上月地域が24パーセント、南光地域が29パーセント、三日月地域が18パーセントというような割合になっております。

次、5つ目の、過去3年と比べて22年度の利用者は増えているのかというお尋ねでございますが、21年度は災害による影響で減少し、22年度は10月から、江川ふれあい号の運行が始まり、そのエリアである江川地区を除いて、利用者数はほぼ同じような利用状況と、実績というふうになっております。

6つ目の利用料と経常収支比率は、とのご質問でございますが、22年度のさよさよサービスチケット販売の収入額446万円に対して、運営に要した支出額は1,664万円で、運営費用に占める利用者負担額の割合は約27パーセントというふうになっております。

7つ目の利用者からの利用可能曜日の交替とかの声は出ていないのかというお尋ねでございますが、サービス開始当初は曜日の交代の要望もあつたわけではあります、現在はほとんどありません。利用者の多くは高齢者であり、運行日にあわせて通院や買い物をされるなど、現在の曜日設定が定着をし、それを変更することは、日常生活の予定の変更につながり、かえって利用者に混乱を招く恐れがあるというふうに受け止めております。

次、8つ目の運転手の教育ができていないのかというお尋ねでございますが、運転手は運転者講習を受講しており、接遇につきましては問題になるような対応はないというふうに思っております。今後とも指導につきましては徹底をしていくことは勿論でございますが、利用者の命を預かっている運転手は運転に集中する責務がございますので、その点も、ご理解をお願いしたいと思います。

最後に、タクシー券販売実績についてのお尋ねでございますが、22年度のタクシー券の販売冊数は1,792冊、収入額は1冊1,000円でございますので、179万2,000円でございます。タクシー会社5社への委託料は2,012万9,000円ございました。

以上で最初の、岡本議員からのさよさよサービスにつきましての、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3番、岡本義次君、再質問、お願いします。

3番（岡本義次君） そしたらですね、あのまあ、連休中まあ、あの、今おっしゃったようにですね、2日、6日、7日、こういう祝日、日曜日ですね、除いてはまあ、運行され

たということでございますけれど、確か、子どもさんがね、田舎へお帰りになって、積んで行っていただいたり、まあ、そういう方は、キャンセルも出たとか、そして、利用者が少ないんじゃないかというような答弁でございましたけれど、しかしですね、やはりあの、子どもさんが帰られなかったり、また、自分1人でですね、どうしてもちょっと、買い物でも行きたいと。確か、役場の、そういう、どう言うんですか、住民表とか戸籍謄本とかはですね、役場が閉まってあって、そういう利用はできませんが、ちょっとお金もおろしたいというような方は、やはり、こういう連続的なまあ、休みが続く時はですね、やはりお困りになるんじゃないかと思うんですけれど、どうなんでしょう。まあ、年末年始も含めてですね、やはりあの、年始、連続的に休みが続く場合、正月のですね、どう言うんですか、御用納めが27、28とか早い場合ですね、29日ぐらいまで、そういう差、し上げるとか、正月でも、1日、2日は無理としてもですね、3日ぐらいからでも運行をしてあげると、そういうようなお考えはありますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） このサービスもですね、まあ、これだけの経費も使って、まあ、他地域とも比べてもですね、かなりの対策を行って、町として独自に行っているわけです。できるだけ利用者においてですね、利用しやすい、また、その利用者の要望に応えられるようなことに努めていかなければならないということは、勿論ですけれども、ただまあ、利用者の方もですね、例えば、今、ゴールデンウィークの状況も、やっぱり調べてみますとね、ほとんどの方がまあ、9割以上の方が、通院で使われているということでもありますしね、まあ、やはり運行する側においても、運転手も、その休暇も与えなければなりませんし、まあ、その状況というのは、事前にちゃんと知らせておるわけですから、まあ、それ、そういう状況にね、合わせて、（聴取不能）する方もまあ、利用を考えていただくということでね、これはご理解をいただきたいというふうに思います。

まあ、1年に1回のね、年末年始、また、このゴールデンウィークの間もね、こうして、完全な連休を取っているわけじゃなくって、運行は行っているわけですから、それはまあ、それほど大きな支障は出てないというふうに私は思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） まあ、どう言うんですか、町長は、支障は出てないと。いわゆる病院が、だいたい主であって、病院が休みの時は、やはりですね、そういう利用者が、数が少なくなってくると。こういうことでございますけれど、まあ、いわゆる家族の方が、病院に、ケガとか入院されてましてですね、やはり見舞いに行きたいとか言われるような場合は、やはり連休中であればですね、車が止まっておったら行けないというような状態でございますのでですね、まあ、そこらへんは、今までですね、このさよさよサービスをやりだして、やはり、その連休中においてはですね、まあ、そういう当局の判断によつてですね、そういう、いわゆる連休中は、オープン言うんか、やったことないんで、そこらへんの様子もうひとつ分からない部分もありますのでですね、やはり、そういう声が、町民から、やはり出るということは、心の片隅にでも持っていただいてね、やはり、そうい

う町民の期待にも応えていただきたいと、このように思っております。

それから、今もですね、料金のございですが、446 万に対して 1,060 万からですね、やはり相当、町の持ち出しもあります。この持ち出しの経費の中でですね、お尋ねしたいのは、車 5 台運用しておりますね。そしたら、その 5 台の、いわゆる重量税とか、そういう、いわゆる車検言うんですか、それらとか、それから、その従事しておる職員のオペレーターとか、そういう運転手が 10 人ぐらいが回っておるじゃないかと思うんですけど、そこらへんの人件費とか、そういう車のガソリンも、その車検代も含めて全部、この料金の中に入っておるといいますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵造典章君） 答弁させていただく前に、先ほどの件にもう 1 件付け加えさせていただきますけどね、そういう、個々においては、確かに利用したいと言われる希望者の方も何人かいらっしゃると思います。まあ、そういうため、佐用町においてはですね、このさよさよサービスだけじゃなくって、福祉タクシーという形ですね、タクシーの助成も行っております。まあ、タクシーにおいてはですね、そういう休日であろうが、夜間であろうが、まあ、予約すれば使えるということで、利用される方もね、やっぱり、いろいろなサービスをまあ、一応、用意をしておりますのでね、まあ、そういう工夫はまあ、これは、お願いをしたいというふうに思っております。

それからまあ、この経費ですけども、当然、ここの経費につきましては、そういう人件費、それからガソリン代、まあ、それから車検、車の維持する経費ですね、は、含まれたものを一応、計算をしております。

ただまあ、車両等につきましてはですね、それぞれ、いろんな形で車両を購入しておりますのでね、直接、町が、単費で、だけで買っているわけではないんですけども、まあ、車両等の購入についての経費は、これには含まれておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 車両のですね、購入経費等はですね、5 台が、毎年更新するとかいうようなことじゃなくてね、やはり今までのあった中で、運用しておりますので、毎年、そういうふうな購入費も含めてですね、上がってくれば、相当ね、もっと経費が嵩むということでございますのでですね、やはり町民の皆様もまあ、こういうさよさよサービスを、よく利用していただいてね、そういう、どう言うんですか、こういう経費が、少しでもね、低減できるような格好の中でですね、していただいたらと思っております。

それからあの、タクシー券の利用についてですけど、まあ、例えば、2,000 円の場合だったら 1,000 円とか、上限 2,000 円とかいう枠が設けてあるわけなんですけれど、この端数になった場合ね、越えた場合、そこらへんは、担当課長として、野村課長、そのタクシーのですね、まあ、私は分かっておりますけれど、もう少し、詳しくですね、説明をお願いしたいと思います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 基本的には、端数があってもね、一応、3段階に分類しているわけなんですけれども、まあ、2,000円までですね。その場合には、町と利用者が2分の1ずつ負担しますよと。

それから、2,000円、2,001円ですね。まあ、表で言うならば、2,001円から3,000円までですね、3,000円未満。いや、3,000円ですね。3,000円も含みます。それについては、個人の方は、1,000円ご負担いただくと。それで、町は、その残額を持ちますよと。3,001円からもう、それは、3,001円からは、ずっと無限ですか、無限と言っても、そんなに額は出ないと思いますけども、その場合については、利用者の方から、2,000円いただくと。後は、町の方で、いや、ごめんなさい。町が2,000円を負担すると。後は、個人がご負担いただくということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） タクシーもですね、やはり今、報告ありましたように、2,012万円からですね、やはり相当まあ、持ち出しにもなっております。まあ、そういうふうには、1人2冊という決められた枠の中でですね、タクシーとさよさよサービスとの使い分けをしながらですね、まあ、町長もしていただきたいということでございますけれど、まあ、どう言うんですか、病院にずっとかかってですね、2冊で足りないという場合はまあ、町長も、そういう方については、便宜、考えて、後1つの追加もありますよというふうには、考慮していただいておりますけれどですね、やはり、今、さよさよサービスについても、個人タクシーの分についても、町がですね、相当持ち出しがですね、3,000万余りとなつてございますのでね、やはり、町民の皆様も、まあ、どう言うんですか、自分のいろいろあるかと思っておりますけれどね、やはり、そういう協力できることはですね、協力していただいて、まあ、町の歩調と言えはおかしいかも分かりませんが、そういう実態に合わせてですね、まあ、利用していただいたらと思っております。300円で、町内を迎えに来てくれたり、送って行ってくれたりということは、大変、ありがたい制度ではあると思っております。ですから、こういう、公の神姫バス等が、次々となくなつてですね、こういうさよさよサービスを町がしている以上ですね、やはり、あの、今まで無事故でも来ておりますけれど、まあ今、町長が、その、運転に専念するということでございますけれど、運転に専念すると同時に、やはり降りられる時はですね、気をつけて行って来てくださいますとか、まあ、ありがとうございますの一言でもね、言ってもらうように、野村課長、特に、その運転手の方に、そういうことも含めて、お願いしたいと、このように思っております。

このことにつきましては、次の項目の山の手入れということについて、行かせていただきます。

一昨年ですね、佐用町を襲った集中豪雨にしても山が放置されまして、山が水を吸う吸収するですね、保水力がなくなり、一揷水となり、被害が、より大きくなったと思われま。そこで、次のことを町長に伺っていきたいと思います。

町長は、今の山の状態をどのようにお思いになっておりますか。

2つ、一昨年のような雨が降れば、山が崩落し、河川は、県がですね、5年計画の中で、復旧復興してくれておりますけれど、今の山が、今の状態であるならばですね、一揷水が、

また、出ると思われませんが、どうでしょうか。

3つ目、佐用町としても若者を雇用の場として、20人、30人ほどですね、山の管理の為に、森林組合を、より充実させてですね、間伐、枝打ち、下草刈り等の山の管理を、管理会社とか、もしくは、そういうふうなことが、お考えあるでしょうか。

それから4つ目、間伐等の木々で、ペレットで、公共の暖房、まあ、温水プールなんかやっておりますけれど、そういう小さな発電施設等でも考えられないでしょうか。

それからですね、5つ目、地球温暖化やCO₂の吸収等に国県からの補助の対策は、どうなっているのでしょうか。このことについて、伺っていきたいと思います。

議長（矢内作夫君） はい、2問目、町長、答弁をお願いします。

〔町長 挙手〕

町長（庵邊典章君） それでは、2問目の山の手入れについてというご質問に対して、お答えをさせていただきます。

まず最初に、今の山の状態を、どのように思っているのかということでございますが、これはもう、ずっと、いろんな所で言われておりますとおり、木材価格の低迷とエネルギー革命によって、木材の、この経済価値というものがですね、非常にまあ、低くなったということ。そして、それによって山の手入れがされなくなって、山が荒廃をしている。荒廃が、まだまだ、年々進んでいるというような状況であろうかというふうに思っております。

また、次の、この雨量なり、山の崩落、災害の問題ですけれども、近年の降雨量や、その雨の降り方は、過去の経験では計り知れないようなですね、雨量、また、そのゲリラ的な豪雨ということが頻発をしております。議員ご指摘のように、一度豪雨があれば一揆水が出る状況が、いたるところで発生する恐れがあります。平成21年度の土砂災害の箇所におきましては、国、県、そして町で治山事業、砂防事業などのダムの建設も行っていただいております。また、町単独事業といたしましても、荒廃をした谷筋や谷川の土砂流出防止対策事業というものを、今年度から順次取り組んでいきたいという計画を行って、しております。

次のまあ、若者の雇用の場として、森林組合を充実させ、間伐、枝打ち、下草刈り等を行うまあ、森林の管理会社等ができないかということでございますが、まず、一番大きな問題は、採算性が、なかなか、全て取れないということで、経営的に会社をつくってもですね、この経営が難しいということが、まず問題点として、大きくあります。また、山の仕事はですね、当然まあ、非常に重労働でもありますし、危険を伴う仕事でありますので、ある程度の経験が必要であります。そういう意味で、直ぐにですね、若い人たちを雇用して、その仕事ができるかという、これは、なかなか難しい問題で、状況でありまして、直ぐに、若者の雇用につながるということは難しいというのは、現状ではないかというふうに思います。まあ、しかし、森林組合はですね、地域の森林整備の担い手として、今後とも森林作業員の確保を含めた育成強化を図る必要があるというふうに考えております。しかし、まず、当面はですね、現在の森林作業をいただいている作業班、また、営林会社等と連携をして、国、県の補助制度を活用して、山主にも、この収益等が還元できるような、そういう施策に、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、現在、西播磨地域では、木材の安定供給の取り組みを、光都農林水産振興事務所を中心に検討をいただいております。これは、山崎に、宍粟市にですね、できました県産木材の供給センター、これの活動をですね、これを円滑にですね、また、効果的に行うた

めの、この西播磨地域としてのですね、取り組みを、まあ、計画で行っていききたいということでありまして、佐用町としても、また、森林組合としてもですね、この計画の中でね、できるだけ、そういう山の施業をして、に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上で、2問目の答弁、ご質問の、あまああ、次、ああ、そうか。次、ペレットの問題ありましたね。そういう計画をしております。

続きまして、間伐材を利用した、木材ペレットの活用ですね。間伐材の木々をペレットにして公共の暖房や、小さな発電設備ができないかのご質問でございますが、これは、以前にもお答え、答弁させていただいたことがあると思っておりますけれども、佐用町でも、平成20年に新エネルギービジョン策定のために、岡山県真庭市で稼働をしておりますバイオマスタウン構想で木質ペレットを製品化して、ボイラー、ストーブの燃料、また、自家発電にも利用されているところを研修をし、町としての検討も行ってきたわけですが、実際に、これを実施しようとすればですね、やはり、財政的なことと、採算面的なことも、当然、考えなければなりません。そういう面ですね、なかなか踏み切れないというのが、実態でございます。

まあ、しかし、今後はですね、この度の原発の事故等によりまして、国のエネルギー政策、これも大きく変わって来るというふうに思いますし、また、それによって、この化石燃料、石油等がですね、今も、非常に高くなっておりますけれども、ますます、これが高騰してくるというような事態も予想されます。そういう中で、地域におけるですね、再生可能なエネルギー資源として、再びこの木材、木がですね、見直されるということがですね、当然、これからあるかというふう思っておりますので、そういうことで、今後、引き続いてですね、こういう、その木材を利用した、この再生可能な、自然エネルギーとしての木材、こういう点に注目して、研究をしていきたいというふうに思っております。

次に、地球温暖化やCO₂の吸収等に国・県からの補助はないのかというご質問でございますが、森林は土砂の流出防止や、水源涵養のほか、温室効果ガスの吸収源として大きな役割を果たしております。しかしながら、最近では、社会経済情勢の変化に伴って、森林とのかかわりが薄れる中で、多くの所有林は間伐など維持管理ができなくなっており、そのため山の荒廃が進み、台風や大雨によって山崩れ、風倒木などの甚大な被害をもたらしているのが現状でございます。

森林は温暖化防止、洪水・濁水の防止など公益的な機能を有しており、森林の保全・再生は、これは国としての重要な課題であるというふうに思っております。

国では、森林吸収源対策について、京都議定書の目標達成に向けた予算を計上をしております。また、兵庫県では平成18年から、県民緑税を導入して、災害に強い森づくりや環境改善、防災性の向上を目的に森林・林業再生への新たな展開が始まっているということになります。事業といたしましては、緊急防災林整備、里山防災林整備、野生動物育成林整備などの補助メニューが用意をされておりますので、町といたしましても、これらを少しでも活用をして、地球温暖化の防止と共にですね、災害に強い森づくりに、森林づくりに、今後とも努めていきたいというふうに考えております。

はい、以上で、山の手入れについてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、2問目再質問、岡本義次君。

3番（岡本義次君） ええっとですね、合併前にですね、町長もいらっしゃったと思いますが、県会議員とか、それから、各町会議員の皆さんが、井戸県知事とですね、テクノで

懇談会がございまして、その時にですね、私は、県知事にお願いしたんはですね、まあ、皆さん、ご存知のように、佐用町は、高齢化によりまして、自分の田畑でさえ守りができなくなってしまったような状態になっております。お米を作り、野菜を作り、食料の基地であると同時に、水に田んぼ、水を引き、水の涵養、ダムの役割をし、そして山がですね、手入れをしなかったら、スギやヒノキをですね、戦後、裸山になった山に、天皇陛下がお見えになったりして、全国的にですね、そういう植樹祭等をやられて植えられたんはいいんですけど、その今、やはり時代が変わってですね、外材の安いのが入ると同時に、また、多様化してですね、そのスギやヒノキが使用される量が、ぐっと減ってきてまして、そのまま放置されたと。そして、スギやヒノキは、やはりあの、枝打ち間伐しない限り、日が差し込まないので、落葉樹のように、日が差し込まないと、雨によって、その土砂が流され、根が浮き彫りになって、風によってですね、崩落し、河川や道路を埋めてくる。その二次災害の方が、高くつく。そういう、そして田舎はですね、今、言いましたように、CO2とか地球温暖化とか、もうもの凄いの、そういう大事な役割をしておるのにもかかわらずね、佐用町では、こういうことは、手に入れることができずに、知事、何とかして、各家庭、1,000円集めてでも、その金、田舎へ回して下さいとお願いしたんですよ。そして、まあ、18年に、ありがたいことに、そういう県民緑税もできましてね、今、間伐、枝打ち、そういうような、山の手入れも含めて、そして、また、役場と環境対策をしておればですね、円光寺でも、年間60万とか、櫛田の方でも150万いただけるような、ありがたい制度でございます。

この県民緑税については、時限立法、5年間という中でですね、この継続というんは、何か、もう役場の方へ通知が来ておるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） これは、今度、3月の県会でですね、また5年間の延長をされたということは、それはご存知だと思いますけれど。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） まあ、こういうことはですね、時限立法で、まあ、この3月で継続されたんですけど、もう時限立法じゃなくてですね、永久的に、こういうこともしていただいて、こういう山の手入れなりね、田舎のこの、守っていくということを重点的にやっていただきたいと思います。

私が、この一般質問を書いた後ですね、ちょっと勉強させてもらいよったら、この、皆さんご存知のように、過疎地域自立促進計画。これにですね、林業のところをですね、林業では、生産基盤の継続的な整備・充実に努めるとともに、間伐の推進、林業の活性化を図っていく。森林組合組織の強化や新たな担い手の育成、地元産材木の利用促進、そういうふうなことを云々と載っております。また、水源かん養など森林の持つ公益的機能を踏まえ、森林の総合的な活用を図ると。その中でですね、具体的な事業としてですよ、森林の適切な保育・管理及び作業の効率化のため、作業道の開設など生産基盤の整備に努める。2つ、間伐を推進し、人工林の管理・育成を図る。3つ、広域連携などで森林組合の組織

強化を促すとともに、林業の担い手の確保を積極的に支援する。4つ、森林の持つ公益的機能、土砂災害対策のために保水力を高めるなど、を維持するため、林道等の整備による適切な保全・管理の実施や荒廃地への天然林施業などに努めるとともに、企業などによる山地開発計画を事前に把握し、保全についての指導を徹底する。5番、森林の持つ公益的機能を活かすため、里山林の整備や森林ボランティア等の県民参加、観光との連携を図るなどで、森林の総合的な活用を図ると。こういう立派なことを、この過疎地域自立促進計画の中で、謳われておりますけれど、これらについてですね、これ、22年から27年の中でまあ、こう、計画入っておりますけれど、その題目は、確か、素晴らしいことが書いてありますけれど、まああの、若干ですね、林道等も整備はされつつありますけれど、これらのことについてね、もう少し具体的に、実際、まず、どういうことからやられようというこの中身は、どんなんでしょうか。

もし、農林振興課の方でも、そういうことがあるのであれば、教えていただきたいと思えます。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今、ご指摘がありました、過疎の中の計画でございますが、これにつきましては、非常にこう、これからしなければいけないことを網羅しておるということで、ただ、具体的なことになると、今、私どもが手がけております間伐事業がございます。これは、さきほどおっしゃった、県民緑税等を使った形での間伐ということで、いわゆる山主の方の負担を、できるだけ軽くしようということでの取り組みをしております。

ただ、この考え方も、国におきましては、今後、いわゆる山での切り捨て間伐と言われるもの、このようなことについての補助金というのが、見直されるというように聞いております。そうしますと、これからは、いわゆる山で間伐をした物を搬出をするということが大事になってきます。その搬出をするということにつきましては、非常にこう、山でございますので、道をつくっていくということが大事でございます。このことに今後は、ちょっと重点を置いた形での取り組みをしながら、いわゆるまとまった団地での施業計画を立てていくという、そういったことでの取り組みを、今後、10年間ぐらい大きなスパンでもって考えていく必要があるのではないかと考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 間伐してですね、今まで、一昨年の水害におきましては、やはり放置したために、それが崩落して流れ出て、河川の、いわゆる橋脚に引っかかったりして、より堤防を破壊したり、越流してですね、民家なり商家をですね、浸水させて、ひどい被害を負わしたと、こういうような状態でした。

ですから、今、おっしゃるように、間伐したものでも、やはり、ある程度、そういう林道をつくってでも、持ち出して、その、ペレットにするなりですね、しないことには、やはり同じ災害が、切捨てで、そのまま放置するということが起こってくるんじゃないかと思えます。

ですから、ここに確か、いいことが書いてありますので、それを実際、具体的に、1年にまあ、どう言うんですか、面積とかそういうようなのが、あの、少なくとも着実に、こういうことをやっていくという具体案をね、出して、農林振興課なり、そういう森林組合の方ですね、実施の方向でお願いできたらと思っておりますが、そこらへんについては、町長、いかがでしょうか。森林組合の森林組合長として。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵途典章君） まあ、今課長が、答弁をね、させていただいたこと。これがまあ、当面、町として、森林組合と一緒にですね、取り組んでいくという方向で検討をしております。まあ、その中で、そういう、その、間伐を、まずしなきゃいけないということですけども、まあ、国の制度もですね、まあ、そういう搬出をして、木材を活用する、利用するという方向で、まあ、計画、方針が出されているんですけども、そのためには、それを利用するですね、方法というのが必要なんですね。

で、当然あの、材木としての需要と供給の関係で、木材価格が、何とかもう少し安定をしていかないと、まあ、国としてもやはり、今のようですね、自由化の中で、木材価格がまったく採算性が取れないような価格で推移するんであればですね、なかなか、これを言われてもですね、難しい面があります。

また、そういう、その間伐した材料を、建材だけではなくてですね、燃料等にも使うということを、今、木材、ペレット化するというようなこともね、これも1つの方法だとは思いますが、まあ、その前に、まあまあ、パルプとかですね、そういう物にも活用をすると。

で、その1つの大きな施設がですね、宍粟の、その木材供給センターです。そこに行っていたら分かりますけれども、木を全て利用しています。まあ、そこに搬入されたものはですね、皮も乾燥するためのボイラーの燃料として使われておりますし、端材については、そういうチップにしてパルプの材料にも使いますし、それから、曲がった木とか、そういう物については、また、その集成材のというんか、合板のですね、まあ、材料にも使っていかとか。そういうことで、できるだけ効率を上げてですね、何とかまあ、その採算性が取れる物。この山の仕事を、ほんなら増やしていこうとしても、やっぱり仕事がないと、そこで、ある程度、経済性に、採算が取れる仕事がないと続かないわけです。

ですから、それと、やっぱり山主に対してですね、やっぱりいくらかでも、その今まで管理してきた、その育ててきた木からですね、収益が上がって、少しでもまあ、その収益が還元できないとですね、また、山主の関心も出てこないということですのでね、そのへんを総合的にまあ、取り組んでいきたいと。

ですから、それは、公的な今、いろんな補助制度の中で、今、間伐についても、まだまだ、補助制度でやっていかないと、これは続かないと思いますし、それから、その搬出をするに当たっても、路網整備、林道整備、まあ、こういうことについてはですね、これはやっぱり、国や、こういう緑税や国の制度も若干ありますし、町としてもですね、やっぱり公的なものとして、この整備について力を入れていかないと、なかなか、その採算性も取れないということです。まあ、そういう、その、非常にねいろんな形で、対策を行っているかという点ですね、この山の管理というのはできないというのが、現状なんで、まあ、そういうことに取り組んでいきたいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 津波によりましてですね、そういう原発が、こういうまだ、解決できないような状態で、世界的にですね、いわゆる、石油もすごく高騰してですね、100ドルを超えて、まああの、ずっと永久にあるわけじゃありませんし、枯渇すると言われております。

しかし、この木材についてはね、やはりサイクルによって、木、ナラとかコナラにしても切って、20年ごとにこう、循環させる方が、今だったら50年も100年近くも切らなかつたら、こんなに大きくなって、その、チェーンソーでもですね、よっぽど大きなやつじゃないと切れないような状態になっておりますのでね、やはりもう少し、町単独というふうなものは難しいかも分かりませんが、国や県がもっと力入れてですね、そういう森林、いわゆる中国にしても、山の木を切りすぎて災害が起こって、今、植林に力を入れておると。こういうふうな状態でございますし、外国から安い木材をですね、買い込んで、日本がですね、ひんしゆく買うような、向こうの方で被災が起こったりしてですね、日本だけ良かったらええんかというふうなことも踏まえて、原材料の丸太だけの購入いうんはできなくなってね、付加価値つけて向こうで販売とか、そういうのは、段々と難しいような状態になっております。

シベリアのツンドラの大きな樹木にしてもですね、一旦切ればですね、それがまた、成長するには何百年と掛かると言われておりますのでですね、そこらへんも踏まえて、日本ももっと、そういう国・県がですね、こういう山の手入れも含めて、その穴栗のセンターでパルプにしたり、いわゆるペレットにしたりしながらですね、有効利用して、町も、その、どう言うんですか、先月の、このさよさよの、サービスの、広報で見させていただきましたけれど、年間人件費が、31億1,645万円。平均給与651万円とこうなっております。せめて、5パーセントでも、そういう金、1億6,000万ぐらい毎年ですね、そういう、公社であれば、ちょっと仕事が鈍る恐れがありますが、民間、5年間の災害で工事が少なくなった時にですね、そういう土建業の方も、林業の山の手入れも含めてですね、できるような格好の中でですね、まあ将来、いわゆる佐用の安心安全のためにもね、考えていただけたらと、このように思っております。このことにつきましては、以上でございます。

それで、次ですね、3点目の、河川改修に伴う移転についてということで問うていきたいと思っております。

一昨年の災害において、河川拡幅で余儀なく立ち退きをされている方が佐用町で多くいらっしゃる。県の事業といえ、順調に次の行き先が決まっているのかどうか、次のことを町長に伺っていきたく思います。

1つ、町内何人の方が引越されるのでしょうか。

2つ、交渉締結された方は何人なのでしょうか。

3つ、町の土地の場合、被害者の方にはいくらかでも、低減してあげるべきと思うがどうでしょうか。

4つ、河川計画が5年間と決まっている以上、町として、この行き先が決まっていない方にどんな支援ができるのでしょうか。

そのことについて、伺いたいと思っております。

議長（矢内作夫君） はい、3問目、町長答弁願います。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） それでは、河川改修に伴う移転についてのご質問にお答えをさせていただきます。

この事業につきましては、県において進めていただいております、緊急河道対策の用地・物件の進捗状況であります。用地につきましては全体で約 2,300 筆、面積約 70 万平米であります。平成 23 年 5 月末時点で全体面積の約 4 分の 1 の契約ができております。物件については、全体で約 180 件。これの中にはまあ、電柱の移転とか、立木のための補償、また、上・下水道等は含まれておりませんけれども。その 180 件のうち住宅が約 60 件であり、4 分の 1 の契約ができており、町外への移転を希望されている方は現在 2 人というふう聞いております。

次に、町有地を販売する場合、被害者には、減額して販売すべきではとのご質問でございますが、まず、平成 22 年度より、この移転される方を対象にですね、長尾地区において宅地の造成工事を進めておりましたが、4 区画の宅地造成が、この度完了をし、河川工事に伴い立ち退きをお願いする方々を対象に、まあ今後、販売をしていきたいというふうに思っております。販売金額につきましては、近傍の取引事例や公示価格などを考慮し、被災された方が取得しやすい価格、適切な価格で販売を行いたいというふうに考えております。

次に、河川計画が 5 年間と決まっている以上、町として決まっていない方にどんな支援ができるのかとのご質問でございますが、災害発生以降河川復興室においては、平成 25 年度末の完成を目指し、23 年度から用地担当課を新たに 1 課増設し 3 課体制に強化されて、現在、事業推進に努力をいただいているところでございます。これまで町といたしましても、各用地担当課とも連携を取りながら、代替地の希望者の土地の斡旋を行い、山王、中町、笹が丘公園等で希望先の代替地について現在鋭意取り組んでおります。まあ、今後、交渉中・未交渉物件についても、町で何ができるか、できないか、対象者の、移転していただく方ですね、意見要望等もお聞きをしながら、河川復興室と共に一日も早く事業が前進するように努めていかなければならないというふうに思っております。

以上で、河川改修に伴う移転についてのご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、3 問目、再質問、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） はい、ええっとですね、4 分の 1 の方が、まあ、締結をされておるといふ今、答弁ございましたけれど、その 4 分の 1 の方は、その行き先の方ですね、用地も確保できたという 4 分の 1 なんでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） まさしく契約ができるということは、移転先も決まったということでございます。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君）　　そしたらまあ、まだ4分の3の方がですね、まだ、できてないということであれば、まあ、県のね、河川事業とはいえ、やはり佐用町を良くしていただくためにね、まあ、しておりますので、町としても当然、その長尾の方にも、そういう代替地を取得したりして、応援はしておりますけれども、その他にですね、長尾以外に、町の持つておる土地、広山とか、その他のとこね。まあ、そういうふうなところが何ほかあって、そういうようなどこへでも行きたいというような希望者の方があるのでしょうか。

〔町長　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君）　　まあ、これは今も答弁させていただいたとおりですね、移転していただく方には、やはりもう新たな土地でですね、早く、まあその、決めていただいて、その移転計画も実際に、それぞれしていただかなきゃなりませんので、町もできるだけ、その町有地等がある所については、それはもう、情報提供して、こういう土地がございますということも言っておりますし、まあ既に、現在、契約している方は4分の1ですけども、ほとんどの方についてはですね、だいたいの移転先というのが、もう、だいたい方向が決まっているという状況です。その中にはですね、笹ヶ丘公園の下の土地、まあ、前にもお話ししましたが、中学校、旧久崎中学校の時の体育館があった所。そこも希望されている方がありますし、まあ、そうなれば、そこも宅地としての造成を行って提供したいというふうに思っておりますしね、それから、まあ、移転される方達が一緒にですね、話し合っ、今、山王住宅の下の土地をですね、共同でですね、開発をするということで、そこはやはり、8軒ぐらいの方がですね、そこに移転をされるということでの話も進めておりますし、それに対しては町としてもですね、道路や上下水道なんかの整備、そういう点について、町として支援をしておりますし、それから、また、町内の中町という所にもですね、まあ、民間の土地をですね、希望されている所についても代替地として、その所有者と町の方が話を、交渉をさせていただいてですね、移転をしていただけるように、もう話も決まっております。

まあ、そういうふうにはですね、まあ、ほとんどの方につきましてはですね、宅地が必要な方については、だいたいの移転先というものについては、まあ、決まっているという状況になっております。

〔岡本義君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君）　　久崎のね、いわゆる開墾地という所でもですね、3人、4人の方がまあ、余儀なく移転、まあ、これからまだね、工事や、そういう移転先も含めて、まだ、全然、手が付けられていないような状態でございますけれども、旧体育館が建っておったところも、相当まあ、面積もありますから、そういう方が、そういうとこへ希望であればね、区画割してでもね、入っていただくことができるんじゃないかと、このように思ってます。

それから、もう1点ですね、旧上月、上上月の、あの段々になったとこね。前にも私、申し上げたことあるんですけど、まあ、町がいわゆる1つの計画なり、古跡が、古墳があつてですね、そういう総合的なことも含めて、今、考えておるといようなこともござ

いましたけれどですね、私、あそこ通ったら、いっつも車が4、5台、多分あれ、料金もらっておるんかどうか、そこらへんも含めて、止まっておりますけれど、そこらへんは希望者が、買いたいという人がいらっしやらないんかどうか。そこは、どんなんでしょう。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） まあ、契約の中でですね、まあ県の方にも、先ほど、町長述べたように、町の土地、今、広山とか、空いた、さよひめ団地とかいうところについても土地があるということでね、幅広くですね、まあ関係者の方にですね、ご説明申し上げて、基本的には、相手さん方が、そこを希望されるということがなかったら、次の段階に入れませんが、今のところは、その分については聞いておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、残り時間、3分ね。

3番（岡本義次君） はい。

議長（矢内作夫君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 上上月の所については、そういう希望者が、今のところはないと、こういうことですね。

そしたら、町の土地についてはね、自分とかが持っておいたら、もちろん自分とこやで固定資産税も掛からないんですけど、もし、自分とこが、将来計画があつてね、次、こういう住宅も建てるとか、次、保育園でも建てるとか、そういうような計画があれば、当然、置いておかなければなりません、一刻、一つでも早くですね、民間に渡すことによって固定資産税が入ったり、その、どう言うんですか、管理も含めて役場が持つておくということは、草刈も含めてね、それからごみほかされたり、そういう方が一、不法占拠もというようなことも考えんとあきませんのでね、そういうふうなところについては、極力呼びかけて、隣接の方でも欲しいという声も聞いたことございますのでですね、そういう方にお譲りするなり、また、そういう車も、いわゆる有料で止めてもらっておるんかどうかを含めてね、そこらへん、ちゃんと調べて、土地の管理のところ、しっかりしていただきたいと、このように思っております。

それから、まあ今、町としても極力ね、支援して、その方達に応援していくということを知りましたので、まあ、できるだけ、気持ちだけでもですね、やはり町の土地についてはですね、（聴取不能）も含めてまあ、若干なりともね、安く低減、被災に遭われた方が、そうやって協力していただいて、立退きという格好の中でですね、移転されるわけでございますので、まあ、民間の土地を買われる場合は、町としても口ばしを挟むことはできませんが、その町の持分の土地についてはね、若干なりとも、やはり応援をしていただけたら、していただきたいと、このように思っております。そういうことを含めてですね、佐用町が将来について、そういう災害に遭わないまちづくりに復旧、復興やっておりますので、ひとつ、また、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、岡本義次君の発言は、終わりました。
続いて、2番、新田俊一君の発言を許可いたします。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） 2番議席の新田でございます。今から3点について、お伺いをしていきたいと思えます。

まず1点目でございますが、限界集落の対応についてお伺いをしたいと思えます。

現在、142集落で自治会長さんが140人と聞いておりますが、少子高齢化に伴い、一集落の戸数が減り、人も少なくなり、高齢化が進む中、町から多種多様にわたる協議会、その他の役職の要望があり、対応に困っていると聞いておりますが、そういう状態で行政としても、もっと考えて集落の統廃合を考えるべきではないかと思えます。お伺いします。

2番目ですが、東北地方の地震災害の時も、限界集落では、自治会長さんが高齢の為、活動が思う様にできず、大変なストレスが溜まっていると話しておられました。佐用町において、災害が発生した時、直ぐに行動できる人が望ましいと思えますが、町長の考えをお伺いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、まず1問目、町長、答弁願います。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） それでは、新田議員からの、まず最初のご質問であります限界集落の対応についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にありましたように142集落がある中、現在、既に2つの自治会が自治会長を選出できない状況であり、平成23年3月末の人口統計からも、限界集落と言われる65歳以上の方が50パーセント以上を占める自治会数は13というふうに増えてきております。

自治会は、行政側から一方的な自治会の統廃合の願いは難しいところもあるわけですが、平成20年度から町自治会連合会を中心に、役員会で、この問題について協議を進めてきております。その中で、単位自治会の相互扶助を目的とした自治会間の相互協力体制を検討する協議会を自治会連合会内に設けて、今年度より本格的な議論が進められるということになっております。

この協議会でも、地域負担の軽減と、一自治会から各役員をそれぞれ選出するのではなくて、協力し合える近隣の複数自治会から役員を選出できないかという議論もされております。今後、自治会と共に自治会相互間の協力体制づくりの中で、集落の機能拡充に向けて、協議を進めていきたいというふうに考えております。ただし、役員設置については、職務により法的条件もありますので、関係課・団体への協議や協力依頼が必要となりますし、また、1役員が複数の地域を兼ねることにより、役職を受ける方の負担が、当然、大きくなるなどという問題点もあるわけでありまして。

また、災害時の防災面についても、限界集落では多くの課題が考えられますが、一昨年の災害時には高齢で人口の少ない自治会に、隣の自治会が連絡を取り合って避難場所を提供するなどの支援がされておまして、高年クラブの活動なども協力されている地域もございまして。これらの自治会は、災害などの非常時には自治会を超えて協力し合うことも申

し合せているということでもあります。相互協力体制づくりの協議にこういった先進事例も発信して、非常時においても、お互いに協力できる体制づくりということにも取り組んでみたいというふうに考えております。

以上で、最初のご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、新田君。

2番（新田俊一君） まあ、各自治会単位で15ぐらい以上の役職があると思うんです。もっとありますか。福祉委員とか入れれば。

また、子どものいない集落を省いても13名。それが、会長とか副会長とか、いろいろなところ、あれされて、非常にこう、農会長さんなんかでも、多忙なことをこう、やっていると。自分とこの家の仕事できんのんじゃいうぐらいこう、忙しい目にも遭っておられると思います。

これはねえ、もうちょっとこう、仕組みを変えてね、スムーズにこう、いくような状況というんですかね。町長も、もう、あっちへ行かなあかん。こっちも行かなあかん。こっちも行かんので、もう、両の手で届かんほどこう、かき巡っておるわけなんですけれども、1つの頭というものは、佐用町全体では、町長がリーダーシップ取ってこう、やられるわけなんですから、その次の役所のところへも、やはり町長のような方がおって、これずっと発信していくと言って、やっていけばどうか。もっとう、集約してやっていくべきじゃないかなと。

もうこれ、役しておる人、佐用町集めたら、そこの何ですか、情報センターで、2つぐらいあっても足らんぐらいの役員さんが、おってんじゃないんですか。これは、非常に無駄なことじゃないかと思うんです。

議員のことについては、かなりこう厳しい話がありまして、最初はこう、54人の議員がおったわけなんですけれども、これを一気に20まで減って、22ですか。まで減らしたと。それから、その後、今度、18に減らしたわけなんですけれども、議員には、大変こう厳しい意見が出されて来てます。また、町の職員の方々にも、ようけ遊んでおるやつがおるやないかいやい。暇なん違うんかいやい。うろうろ、うろうろして、ほんまに仕事しよんかいやいというような、言葉もよく聞きます。そやけど、私の場合は、それぞれ、皆、忙しいんやぞと。2万人からの人のことを、いろいろなところ、考えてやっておれば、大変忙しいんですよというような話もするわけなんですけれども、それだったら給料減らしたらええがいやい。わしらの場合、もっと安い安いのととか、そういう話をされておりますがね。聞かれた方もおると思うんですけれども、それで職員が減ったと思うたら、今度、臨時職員がようけおる。そういう、その、きつい批判を、たくさんこう、お聞きするわけなんですけれども、何とかね、そういったことが、言われぬような、対応にしてもね、僕らも、時たま、頭へ来て怒ることもあるんですけれども、対応にしても、まあ、不都合な言動はやめて、とにかく一生懸命しよんだというようなところを、町民に見せていただきたいなと。

そして、町長が考えて、職員の方を、適当な所へ全部こう、適材適所で配置されると思っておりますので、その場の職員の課長が誰か分かりませんけれども、有意義なこう、課であれをしてね、町民から、その声を聞かないようにしていただきたいなと思っております。

それとまあ、先ほども申し上げたんですけれども、1人の方が、4つ5つもこう、役職を持っておられると、そうすると、その人が、そこらへんにおらなんだら困るようなことも

あるわけなんですよ。この自治会長さんでも、例えば、佐用町だったら、今、何人おられるんか分からないんですけども、50人ほどおったとしたら、それを40人ぐらいにするとかね、しながら、限界集落とか、そういった所を手助けしていくと。そういうような方向でこう、もうちょっと、まとまったことをしていけばええんじゃないかと思うんですが、そのへんのところはどうかでしょうか。分かりませんか。

町長（庵逄典章君） 職員を、限界集落の、

2番（新田俊一君） いや、違うんじゃない。いろいろとこう、いろんな担当課がこう、いろいろとやっておりますけども、町長がリーダーシップ取っておられると。担当課が、そこでやっておられるので、1人の方が、5つ6つも役職取っておられるから、その担当の方が、もうちょっと、よく考えて、あまり多くな負担かけないように、役職を渡さんように、もうちょっとまとめたような格好はできないものですかとお聞きしたんです。分かりませんか。

議長（矢内作夫君） 自治会の役員。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ちょっと申し訳ありません。ちょっと、十分、私の方が、理解できなかったんですけども、自治会の役の中での、そのいろんな、1人の方に、いろんな役をお願いしているということ、分けてしたらどうかということなんです。

〔新田君「まとめて、もうちょっと」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） まとめて。

議長（矢内作夫君） まとめてという意味が、よう分からんのや。

町長（庵逄典章君） どうしてもですね、こう、自治活動を行う。町の運営の中で、地域の皆さん方にまあ、結局、いろいろなまあ、その、役職をお願いしているのは、これには、それぞれ、役場の中で、いろいろなまあ、その、役割が、たくさんあるわけですね。仕事が。まあ、それは、佐用町だけで決めた仕事じゃなくって、これは国の、いろんな政策としても、健康でありですね、また、農業政策でありですね、まあ、そういうその、福祉サービスであり、福祉政策でありですね、そういうものを、こう、進めていく上でですね、やはりこう決められている部分があるわけですね。法律的にも。ですから、それを、その1つの物にまとめてということには、なかなかできないというのが現状です。

ただ、それを、仕事の内容を、ほんなら、なくすことができませんので、ですから、1人の方に、いろいろな役割をですね、重複して担当していただいているということになってしまうわけです。

まとめてというのが、できるだけ仕事の内容を削減して、集約ができればいいんですけども、それは、佐用町だけでできないという問題がたくさんございます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） いや、あのね、あの、議員でも54名、合併前ですね、各4町に分けてこう、54名おったわけなんですけれども、今、18名でまあ、こう、やっておるわけなんです。

町長のおっしゃったように、農業関係の者が、福祉委員のところで仕事できん。まあ、そういうことを、おっしゃったんじゃないかと思うんですけれども。

福祉委員さんとか、民生委員さんとか、社協の関係なんかだったらね、だいたい同じようなことになるんじゃないかと。だから、議員やとか、町の職員に、きついことも言わんと、ちいとは、町民の方にも、確かに大勢おられたら便利かも分かりませんが、いろんなこう、ことを、これ、仕事せな、自分の仕事ができないんやというような方も、何人か、おわれるわけなんですよね。だから、そういったことを、少しでもこう、役職減らしてあげるといことが、非常にこう、いいんじゃないかなと。

僕らが、そこへお伺いしたとしても、今日は、何で出て行っている。今日は、何で。もう、会うことが非常にこう、難しいような状況もあるわけなんですよね。

だから、何かこう、そういった似たような会合のものについては、ちょっとまとめてね、福祉関係の方は、こう1つ。農業関係のやつは、1つ。そういうような感じでね、何箇所かに分けてね、やれる。町長は、佐用町のことを全部、責任持ってやっておられるんやから、その下の自治会長さんの下で、そういうこともできるんじゃないかなと。

自治会長さんでも、3軒か4軒のところでも1人の自治会長が出ておるといような所もありますよね、実際に。それしか、まだ、違う、自治会長する人もいないんだといようなことで、今何か、ちょっと、2集落ほどが、他のとことやっているといようなことを聞いたわけなんですけれども、そこまでして、やはり、あの、自治会長さんを、ずっと置いておかないといけないものかと。まあ、今後、検討していくとおっしゃっておりますけれども、多くの所が、そうして、いろいろとこう、スリムになって来ておるのでね、まあ、そのへんとも、もうちょっとこう、うまいことこう、僕、口では、うまいこと言えませんが、まあ、まとめて、そういう方向にやっていくようなことできませんか。お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） もう、言われている趣旨は、よく理解できます。私らも、まあ、そのへんが、非常にね、今の現状で、まあ、集落の、いわゆる人数の多い集落と、非常にまあ少なくなった集落。その中でも、高齢者率が高くなって、高齢者ばかりの集落になってきたというね、こういうまあ、現状の中で、まあ、町行政をまあ、円滑に、しかもまあ、いわゆる公平に進めていく上ではですね、どうしてもまあ、やはり町としても、じゃあ、どういう地域においても、やっぱり最低限の、そういう協力体制という、自治組織というのが、必要だといことの中でね、やはり個人の、非常にまあ、方々に、負担が大きい状況になっているのを解消するにはどうしたらいいかと。まあ、それは、その、そういう自治会組織の単位をですね、人数を統合して大きくするというのも、1つ、方法としてはあるわけです。

ただ、そうは言っても、なかなかですね、いっぺんに、集落の統合というの、それぞれのやっばし集落間の、集落の中でのですね、事情もあって、町が強制的にお願いするわけにもいかないということで、ただ、役をしていただいている方も、自分たちが、やっぱり役をしてみて、そういう問題があるんだと。大変、これは放っておけないんだということは、よく認識いただいでですね、先ほど、言いましたように、今年、そういう、集落間ですね、相互扶助体制をつくっていこうというようなですね、まず、段階としてですね、だから、役職、仕事によっては、各集落を、2集落、3集落をまたがった中で、役員を、そこで、そういう仕事については、1人置くというようなやり方。まあ、自治会長においては、そのまとめ役として、各集落に1人ずつあったとしてもですね、その下の、例えば、農会長さんなんかについては、あまりもう農業もされていない人が、少なければ、2集落、3集落を兼ねた農会長さんを選出するとかですね、そういうことで、まあ、協議をしていこうということでね、今年、自治会連合会の中で、まあもう、去年、一昨年から、そういう話をしているんですけれども、ようやくまあ、そういう協議会をつくって、本格的にですね、議論をしていこうと。方向性を出そうということで、まあ、今、考えていただいでおりますので、町としても、まあ、そういう中で、一緒に考えさせていただきたいなというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） 今まあ、町長がおっしゃったんですけれども、まあ、そういうことについてね、協議されておるということは、非常にこう嬉しいことであり、町がまとまっていくためには、そういったことも大事ではないかなと、左様に思います。

それと、少子高齢化により、4町合併からでも、人口がこう、大幅に減少となってます。特に、限界集落では、大変なことになってますよね。家はあるが、人がいない。または、いても数人程度になっています。この限界集落を、活性化することが、佐用町の発展につながるのではないかと、私は、思います。

限界集落になりつつあるということは、イノシシやシカや熊や、獣害にこう、いろんな酷い目に遭うから、もう、こんな所で、田んぼも畑もやっておれんわいいうようなことで、出て行かれる方も多くありますし、まあ、先ほどの岡本議員がおっしゃったけども、交通手段ですよ。これが、遠い所については、非常にこう難点があって、限界集落に拍車をかけておるんじゃないかなと。だから、今後は、こういった限界集落で、多分、便利の悪い所だと思うんですけれども、この間も、議員の仲間と話しておったわけなんですけども、上勝村へ行ったんですか。あそこなんかでは、おばあちゃんが、木の葉っぱをこう、売買しよると。年収が800万から1,000万じゃというようなことテレビでやっておられました。だから、そういった、限界集落のところにもね、そういったもんが、葉っぱでも、何の葉っぱでもありますわね。だから、何もその、葉っぱじゃなくても、何か、これだったら、うまいことしたら、やっていけるんじゃないか。

岡本議員じゃないですけども、山の木、間伐したやつが、いっぱいこう、今まで切り捨てておったんですけども、それを全部出してきて、一宮までも持っていかいでも、近くで、簡易な製材でやれば、割合こう簡単に持って行きやすいんじゃないかな。そういった1つの雇用の場にもなるような、簡単な、簡易なもんでいいですから、たいした金かからんと思います。そうしたところでやれば、勿論、チップなんかも作ったり、いろいろとできると思うんですけれども、雇用の場もできてくるし、また、木でつくった、スギの木とかヒノ

キとかで、こういう外材的なもんじゃなしに机とかね、椅子とか、いろんなもんもこう、できてくるんじゃないかと。そういったところで、大いにまあ活用できるような方法は考えられませんか。お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、あの、いろんな、そういう事業起こして、雇用の場をつくり、地域経済がですね、活発になっていく。それが地域ごとに、それができれば、そういう理想なんですけれども、これまあ、やはり、どうしても社会、今、全体の中で、佐用町だけが特別な形でこう、成り立っているわけではありませんので、こういう、その今、お話いただいたような、例えば、ことがですね、やっぱり継続して、持続して、地域に人がまたこう、住み続けて生活するためには、当然、それによつての経営的採算性も成り立たなければならぬわけですね。ですから、まああの、佐用町においてもですね、そういうその、今現在、70代の方はまだ、現役としてね、頑張つていただいておりますし、例えば、それぞれ特産品の加工施設なんかにおいてもですね、ほとんどの方はもう、60歳以上。もう80近い方も、そこで現役として働いていただいております。そういう場も逆につくってきているわけですね。これまでも努力してですね。

ですからまあ、新たなことをですね、その、また、次々とやっていくというだけのまあ、人材もないわけなんですけれども、現在、それぞれ、地域によって加工施設等でやっていた事業、こういうものをね、やはり、そういうその、高齢者においても、できるだけまあ、これ、長くこうずっと継続して続けていただけるような事業としてね、町としても、これは大切にしていかなければならないというふうに考えております。

それからまあ、その、山の、先ほどね、手入れ等も兼ねた、こういう仕事においてもですね、これから、いろいろとまた、経済状況、社会状況も、私も変わってくると思います。そういう中で、山の活用、利用ということの中でね、そういう事業ができる可能性があれば、その可能性というのは、まあ、十分研究していきたいというふうに考えております。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） まあ、考えていただくことは、非常にいいわけなんですけど、もう1つね、そういったところの道路の改良ですか、そうするとね、税金の見直し。税金をこう、安くしてあげるとかね、そういうところに対しては、大きな補助金を出してあげて、住み良い所にしていくと。勿論、獣害にやられないように、立派なこう、フェンスみたいな、いいその、囲いをして守ってあげると。そういったような形で、若者でも来て、そこで生活できるんだというような状況が整えば、非常に、人も帰って来るのではないかなというふうに思いました。

先日あの、千枚田のことなんか、能登のことが、他のところでもやっておりましたけどね、今は、何か、70過ぎの人が皆で、あそこはこう、トラクターなんか入らないそうですわ。全部、手でこうやってやらないとできない所でも、今、守っておられるんですけれども、今何か、都会の人とこう、交流して、何とかこう、続けていきたいというふうなことを言っておりました。

当佐用町にも、棚田的なものは、たくさんあるわけなんで、そこらも高齢化が進むとね、やはり放棄してしまいそうな感じになるわけなんで、そういったところについては、税金とか補助金等を、ようけとは言わないですけども、少しでも多くね、見てあげて、ここが続いていけるような方法も、一応考えていただくようなことはできますか。お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、既にまあ、もう、合併以前からもですね、それぞれ、こういう地域の対策については、各、それぞれ町としても力を入れてきて、いろんな事業を行ってきております。

まあ、交通の問題も、今、言われましたけれども、道路等についてもですね、そういう隅々までまあ、何とか道路が整備をされてですね、車が、既に入れるように整備も、だいたい終わっておりますし、また、基盤整備であり、生活のライフラインであります水道とか下水道なんかもですね、整備もされてきているわけです。

まあ、そういう中で、そういう効率の悪い所、特に、棚田とか奥の集落の田畑なんかについてはですね、荒廃が進んできたわけなんですけれども、そういう所も皆さんに守って、地域で守っていただくために、棚田の交流事業で、町としてもね、それぞれまあ、今でも続けてですね、やっていただいておりますし、そういう支援も行っております。

まあ、税制面での優遇措置がということが、1つお話ですけども、まあ、元々、この、農地でありますとかですね、山林、まあこういう点についてはですね、相当、税率もですね、非常に低いですし、それほど、この税制面での問題でどうかとなると、非常に、そういう面、税制を、例えば減免すれば、こういう地域において、もっともっというんな事業ができるとか、農地を、農業をやっていただけるといふところまでの分ではないというふうに思っております。はい。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） 田んぼとか山のことじゃなしに、家ね。それだったら固定資産税掛かるんでしょう。あそこらも。その辺のところ方も、やはり考慮はされて入ってあるわけなんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、当然、固定資産税、土地についてはね、そういうことで非常に評価安いですから、それは、それで公平な形での税になっていると思いますけれども、当然また、住まいについてはですね、古い家は、非常にね、それまで、それぞれ評価されておりますし、新しく建てられればですね、これはまあ、そういう税の一応、評価の中です、まあ、当然まあ、税についてはお願いをしていかなきゃいけないと。これはま

あ、これはまあ、やはり何と言っても絶対の公平な税制という点の問題も無視はできないというふうに思います。

だから、一概に、どこの地域だから、その固定資産税、家屋の税がですね、減免するとか、安くするということは、これはなかなか、町民の全体の理解を得るということをね、がないとですね、これはできないというふうに思いますけれども。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君） ちょっと僕の質問もまずかったんで、町長も困ったみたいなんですけれども、自分の頭の中では分かるんだけどね、皆には、迷惑かけました。

2番目に入りたいと思います。水害、地震による、この、孤立集落の対応についてお伺いをしたいと思います。

1番目ですが、水害、地震、火災等で、孤立集落が発生する恐れがありますが、その時の対応は、どう考えているのか、お伺いをいたします。

2点目ですが、特に国県道や重要な町道についても、危険箇所があるが、その危険箇所についての整備は、どの様になっておりますか。平成23年5月10日から、11日にかけての雨でも、場所によって、工事が完了している河川でも、浸水があったり、県道等についても、山が崩れて、通行止めになりましたね。本当に今の河川改修で安全なのか、山の崩壊についても安全なのか、町長にお伺いをいたします。

3点目ですが、佐用町は高齢化が進み、退避の避難能力が低下していると思いますが、公助、共助、自助のうたい文句だけで、実際訓練はされているのか、また、避難所の安全確認はされているのか。今の状態で安心して安全なのかお伺いをいたします。

議長（矢内作夫君） はい、2問目、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それでは、次に、水害、地震による孤立集落の対応についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町は、孤立集落が発生した場合に、早急に応急工事を実施し、早急な解消を目指すということにしております。また、孤立する可能性が高い集落では、救援の手が届くまでの間、持ちこたえることを前提に、必要な物資、これは3日分ということで考えておりますけれども、備蓄をお願いをしていく計画であります。孤立が長期になるような場合には、県・自衛隊等に応援要請を行い、ヘリコプター等による住民の救出や物資の補給等を行う計画といたしております。

災害が発生すれば、初動期の行動が重要で、それが後々の大勢を決するといっても過言ではありません。平成21年8月9日の水害においても、要援護者のもとへ地域支援者がたどり着けないなど、様々な課題が明らかになっております。そこで、集落による防災マップの作成等を通じて地域の抱える問題などを洗い出し、対応策を考えていただいております。また、いずれの集落においても、日中は限界集落となる集落が大半でございますことから、瞬時に行動がとれるマンパワーが不足をしております。これらを踏まえ、それぞれの地域で、自分の命や地域住民の命を守るべく真剣な討議がなされておりました。集落は集落なりの防災行動を考えていただいておりますが、各集落で考えていただいておりますので良しとするのではなくて、当然、防災マップ等を通して、それぞれの集落で考えたい課題と、対策を確実に実行できるように、町行政としても地域と十分な連携を図って

いかなければならないというふうに思っております。

次に、今の河川改修や山の崩壊の安全性についてのご質問にお答えをさせていただきます。

国道県道の整備につきましては、ご承知の通り、国道 179 号徳久バイパス、県道上三河平福線の道路改良事業を取り組んでいただいておりますが、また、河川改修についても、先の連絡会の後で河川復興室からの緊急河道対策事業による効果についての説明がありましたとおり、改修がなされてもなお、一部の地域で床上浸水が残るとの解析結果も出てきております。これについては、住民の生命と財産を守る観点から浸水被害軽減対策に町と県とが一体となって、今後、取り組んで参りたいと思っております。

佐用町内の危険箇所については、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊など水害や地震による危険な箇所が数多くあることは良く認識をいたしておりますが、これらを、全てハード事業で解消することは極めて困難でございます。まあ、災害に強く地域の方々が安心して暮らせるまちをつくるため、災害検証委員会からの提言を受けて作成をしています実践的な地域防災計画を住民と行政が一体となって取り組み減災に努めていかなばならないというふうに考えております。

次に、訓練についてのご質問にお答えをさせていただきます。

町内各地域での水害等の防災訓練や避難訓練については、自治会や地域づくり協議会、小中学校を中心に心肺蘇生講習、また、A E Dの使用講習会、また、炊き出し訓練などが実施をされております。消防団についても水防訓練等が毎年実施をされております。町全域での大がかりな訓練は実施をしておりますが、地域に根ざした息の長い継続的な防災訓練が毎年実施されているというふうに思っております。防災マップづくりの課題等を考えた訓練等が、今後、地域で展開をされるように期待をしておりますし、行政としても、そのような取り組みを一緒に行っていきたいというふうに思っております。

次に、避難所についてのご質問ですが、町内の小中学校を指定避難所として 10 箇所を現在、指定をしております。また、一時避難所を地域の集会所や公民館など、各自治会にもお願いをしているところであります。昨年からの防災マップ作成実技講習会をとおして指定避難所、一時避難所の安全性についても協議・検討がされて、自治会では共通の認識として確認をされていると思っております。指定避難所に避難するまでは、個人の住宅を避難所としたり、そこへ避難するまでのルートも近道を選択せず、道のりが遠くなくても、安全性を第一に考えたルートを選択するなど、これまでにない発想で、地域の安全安心を考えておられます。高齢化が進行し、地域の防災力が低下し心配されるなかで、自ら避難所を考え、避難ルートを選定されておりますことは、確実に地域の防災力が向上をしているものと思っております。今後、自助、共助の分野での活動をサポートすることが町行政としての公助の役割というふうに考えております。

以上で、この問題に対する答弁とさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 2 問目、再質問、新田君。

2 番（新田俊一君） 私も、この間、防災会議に、丁度、議長がおられなかったので、代わりに行ってまあ、お聞きしておったわけなんですけれども、まあ、非常に勉強になることも言われておりました。

しかしこう、ちょっと、僕が不審に思ったのは、孤立集落が発生した場合、3 日以内の孤立集落の解消を目途とすると書いてあるわけなんです。（聴取不能）のこれ。ちょっと、

僕、理解できないところもあるんですけども。ただ、そういう格好を目指していくというように感じに取れば、取れるわけじゃないんですけども。量によって違いますよね。1万立米ぐらいずつくれば、3日や4日や5日や10日や1カ月はできませんわね。それでもやっぱり3日以内の孤立集落の解消を目途とするで、とおるもんだらうかどうかと。そやなかったら、もう1点、何かこう、書いとくべきじゃないかなと思ったりしますわ。

それとね、ごみの処理なんかにつきましてね、これ簡単に書いておるんですけども、ごみの処理対策を、ガレキとごみ処理に分けて、分けた対策を明記と書いてあるんですけども、これ明記したこともあるんだらうとは思うんですけども、この文書では、ちょっと分かりにくいなというふうに思ったわけなんですけども、実際問題、佐用町の場合、比較的大変なこう、ごみがあったわけなんですけども、その佐用坂の方へ持って行きよんのは知っておるんですけども、他は、どこへ持って行ったか、ちょっと分からないんですけども、速いスピードでこう持って行った。ところが、東北地方の方で、福島県とか宮城県とかあっちの方については、テレビで映したような、残っておる所だけ映しておるさかい、余計、そういう酷いように見えるんかも分からんのですけども、非常に手間がかかっておるんじゃないかな。まあ、放射能の加減もあるんだと思うんですけども、まだ、何ほもできてない。

それで、義援金、義援金ということで、たくさんこう、お金がこう、あちこちから集めておるんですけども、日赤に集まっておる金の1割ほども出てないぐらいというような、しょうもない。どういうことになっておるのかなと思って、僕も、ちょいちょい不審に思うわけなんですけどもね。もっと、早いこと、その被災者のところへお金が回ればいいのになと、思ったりするわけなんです。

そういったことも、今後、こういう孤立集落なんか、助けに行く時でもね、もし、そういった義援金が、佐用町のは、結構、早うやっておったで、あまりのことは言えんのですけども、何かこう、もうひとつ大きなことがあった時には、心配するようなどともあるわけなんです。

そやさかいに、その辺のそこは、どうですかね。僕らが出した義援金が、どこへ行ったかは、それは、分からないか分からんけども、県から、そういった日赤の方へ行った、それから、これ、どこへまた、分からない。

ある人が言ってました。わしは、もっとしたいんやけど、わしのんが、どこへ行ってしもたや分からへんのや。

、是非まあ、そういうところもはっきりしていただきたいし。

今まあ、孤立集落の話で横道それたわけなんで、ちょっとすんませんでした。

各自治会でまあ、避難所をこう、指定されていますよね。ところが、ずっとあちこち聞きますと、あんまり安全な場所でない所が何箇所かあります。

それと、そこへ行くのに、非常にこう、大変な所もあります。ひどい所は、階段を100段ぐらい上がらなあかんようなところがありますわね。それを、年取った人がね、こう上がれるんかとか、高齢者の方やね、もし、その時に雨や風が吹いておった場合、子どもらも大丈夫なんか。電気が停電しておれば、ロウソクつけるんか、電池でやるのか知らないですけども、石段なんかだったら、コケが生えてヌルヌルになったりする。雨が降れば、そういうことになるんですよね。そういったとこのチェックもしたのか。本当にこれ、誰がこれ調べたのか知らないんですけども、よく調べて指定されたのか、その辺のそこ、ちょっとお伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） まあ、現在ですね、避難所として指定している所というのは、結局考え方として、その、ある程度の期間、避難生活も行えるということを前提とした避難所なんですね。でも、それでは、先ほど言われるように、そこへ行くことの方が、途中、非常に危険であったり遠かったり、実際の災害時の瞬時の判断、所、危険を回避するには、非常に問題があると。まあ、こういうことの中でですね、現在まあ地域ごとにですね、各まあ集落、また、地域づくり協議会、そういうことで、自分たちの、実際の災害を想定した時に、どこにやっぱり避難をしたらいいのか。どういう避難行動をするのかというようなことも含めた、今、防災マップ、支えあいマップを作ろうということの取り組みをしていただいているわけです。

ですから、その中で、まあ次は、じゃあどういう所があるかということ、まあ、公的な機関、公の施設としては、地域の集会所、公民館というものが、まあ、まず集落の中には、あるわけですがけれども、じゃあそこが、じゃあ、安全なのかということになると、そこも、山の、後ろに山があったりですね、例えば、川の近くであったり、まあ、危険、安全とは言えないという所もあります。

ですから、そういう時には、一時避難として、近くの、じゃあどこに避難するのか。それは、やっぱり、住宅も含めてですね、個人の住宅も含めて考えていかなきゃいけない。かえって、今、住まわれている家の方が安全であるという場合もあるわけです。ですから、どうしても、地域によっても、それぞれによっても、まあその、危険の想定する具合、状況というのがですね、違いますから、ですから、それを、なかなか一律に、どう行動してくださいということとは言えない。そのことを、やっぱり的確に、地域、状況に合わせて、あって適切に判断をするために、まあ、こういう地域の皆さん方が、やはり皆で、そういう問題点を洗い出して、そして、自分たちの地域は、地域としての防災計画というものを作っていたらこうという取り組みが、まあ、現在行っている取り組みでございます。

ですからまあ、それが、かなりね、まあ今、進めていただいておりますし、まあ、それと同時に、やはり、そこに住まわれている人のどういう状態、体の状況なのか、このことも非常に大事なんですね。ですから、若い人なり、健康な人であれば、高い所でも、例えば逃げれると。でも、高齢者なり体の具合の悪い人、要援護者にとっては、人の助けがないと、これはもう、できないと。その時には、どこにどういう人、状況の方が、今、地域におられるのかということも、やっぱりこの、1つの防災計画の中にもね、しっかりと皆さんで考えていただいて、皆のやっぱり、共通理解というものをですね、していただく。まあ、こういうことが必要である。まあ、それを、やっぱりしていくためには、実際にしていくためには、やっぱり地域での、そういうものを元にした訓練というものがね、今後、当然、必要だろうということで、今、ここにもですね、訓練というものが、大きな、大掛かりなですね、計画した、こう、シナリオを作った訓練ではなくってですね、やはりまあ、地域ごとにやはり、地域のほんまの実態に合ったやっぱり、行動ができるような訓練。その時に、行動が直ぐにできるような訓練を、まあ、継続的にしていく。このことが大事だろうということも話し合いをされて、していただいているところでございます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、新田君。

2番（新田俊一君）　　今まあ、最後におっしゃられたこと、本当に同感でね、是非、そのような方法をやっていただきたいと思います。

次に、3点目に入りたいと思います。教育問題についての対応はということで、お伺いしたいと思います。

小学校6年生の生徒が、3月に卒業式を挙行し、卒業生、在校生、先生、父兄、来賓の方々に送られて、胸を大きく膨らませて、4月に中学校へ入学してから1カ月ぐらいの時、中学校での参観日があったそうです。その時、小学校6年生の時の担任の先生と、校長先生が、中学校1年生の授業参観に来られ、熱心に見ておられたと、父兄や生徒から聞きました。父兄も生徒も大変感動して、興奮気味に嬉しそうに、話をしてくれました。生徒の中には、小学校の時の校長先生や担任の先生が、僕らのことを心配してくれている。先生が安心できるように、今日から一生懸命勉強しますと話していました。私は、久々にこう、胸に感動を覚え、心が豊かになりました。

教育長も御存知かもしれませんが、この三日月中学校での話をよく記憶され、今後、学校の教育方針の一部になるよう、指導していただけますかお伺いをいたします。

議長（矢内作夫君）　　はい、3問目、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君）　　失礼します。それでは、新田議員からの教育問題についての対応についての質問にお答えさせていただきます。

中学校の参観日に、小学校6年生の担任と校長が授業参観に来ており、熱心な姿から、生徒たちが先生たちに心配をかけないようにしたいと、頑張りたいという心温まる話から、今後、学校教育方針の一部になるようご指導いただきたいのご質問です。

小中学校の教員は自分が関わった生徒については、いつでも心に気にかけている。気にかかるものでございます。このような生徒の気持ちを、保護者、祖父母のお気持ちを聞くと、やっぱり教師冥利に尽きると思います。

今後の指導についてですが、現在、小学校、中学校の連絡会や保育園、幼稚園、小学校の連絡会を全ての学校で開催しているところです。あわせて、特に、最終学年の担任は園児・児童・生徒の授業参観を通して、管理職を含め担任同士が情報交換を行い、子どもたちの発達の連続性を重視した教育を進めるよう努力しております。

また、小学校に入学したばかりの1年生の学級において、集団行動が取れないとか、授業中に座っておれないことが、1カ月、2カ月こう続くと。こういうことを、小1プロブレムと言うわけですが、また、中学校は、教科担任制への戸惑いとか、小学校と違って講義調の授業も出てきます。また、いろんな不満や友人や先生との人間関係等々、中1ギャップと言われるようなことがないようにですね、保育園、幼稚園、小学校、中学校へとスムーズな移行を目指しておるところでございます。

このことは、平成22年度に策定いたしました佐用町教育振興基本計画、夢ある教育 きらめきプランにも、保幼小中連携の充実として施策を盛り込んでいるところでございます。更なる充実を目指して、ご質問のとおり今後も推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔新田君 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、再質問、新田君。

2番(新田俊一君) 非常にこう、いつも教育長に文句言うてしかられるんですけれども、こういったね、大変こう心の温まるような、そういうことが聞けるようなね、教育を進めていただきたいと。まあ、ちょっと、また後で、ちょっとごちゃごちゃしたこともあるんやけども、それは今日の日はまあ、ええこと書いとういうたら落ちるんでね、止めときますけれども。

やはり、それもやっぱし、そういったことも先生が中へ入ってね、もう少しこう、温かく包んで、非常にこう何か、気持ちが不安定なようです。だから、弱い子が、そういうことになるんで、是非、いい教育してください。終わります。ありがとうございました。

議長(矢内作夫君) 以上で、新田俊一君の発言は終わりました。
ここで昼食のために暫時休憩をします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(矢内作夫君) はい、ご異議なしと認めます。再開は、午後1時といたします。よろしくをお願いします。

午前11時57分 休憩
午後01時01分 再開

議長(矢内作夫君) はい、休憩を解き会議を続行します。
続いて、6番、松尾文雄君の発言を許可します。

〔松尾君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、松尾君。

6番(松尾文雄君) それでは、災害復興計画等について、お伺いしていきたいと思imasので、よろしくをお願いします。

平成21年8月に発生いたしました台風9号による豪雨は、人的な被害をはじめ広範囲に及ぶ浸水・家屋・河川・道路・農地等に甚大な被害をもたらしました。想像を絶する未曾有の大惨事となっておりますが、災害直後より、国・県・近隣の市町村並びに全国から多くのボランティアの皆さんにお世話になり、今日を迎えていることに、非常に感謝しているところであります。

町におきましても、いち早く災害復興計画検討委員会が設置され、平成21年11月5日に第1回目の委員会が開かれております。その後、5回の委員会が開催され災害復興計画ができました。

その災害復興計画の中で、平成21年から平成23年度までは、復旧期で、復旧事業など、また、復興の土台となる、土台づくりを行う期間と位置づけられております。

そこで、以下の点についてお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、1点目におきましては、県の事業であります、河川工事については復旧工事が進んでおりますが、工種につきましては、ほとんどブロック積みで行われております。今後の復興工事の場所や工種はどの様になっているかお伺いします。

2点目としまして、コミュニティの強化の中で、自主防災組織の活動を支援しますとあ

りますが、町として自主防災組織とは、どの様な組織を考えておられるのかを伺います。
3点目には、商店街等の活力向上の中では、空き地・空き店舗の有効活用事業等などが主な事業として上げられていますが、現在どの様な事業が考えられ進んでいるのかお伺いします。また、今後、事業等の計画があれば、どの様に進められるのかお伺いします。よろしくお願ひします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願ひます。

〔町長 挙手〕

町長（庵道典章君） それでは、松尾議員からの災害復興計画等についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず一昨年の台風9号災害を受け、県は、国に対して千種川水系緊急河道対策事業の採択申請をしていただいて、認可がされて、まあ、現在、総延長約55キロの河川改修工事を平成25年度までの5カ年の計画で、事業実施をしていただいております。

河川改修工事では、川幅を拡げたり川底を掘削したりして、今までの河川とは大きく環境が変わってまいります。よって、そこに生息する動植物、魚類にも少なからず影響が考えられるところであります。そこで、県では、千種川委員会からの提言を受け、ホタルや、また、魚類に配慮した特殊なブロックや、落差工などの横断工作物においては緩傾斜構造や魚道をつくり、また、更にサンショウウオにも配慮をして、現地で発生した大きな石を、川に配置するなど、なるべく自然環境に優しい工法等も取り入れて、この事業を実施していただいているところでございます。

また、平福地域においては、佐用川平福地区景観検討委員会を立ち上げていただいて、関係自治会、各種団体の代表者、町を含め検討委員会を実施していただき、歴史的景観に配慮した石積み護岸や散策路の検討を行っていただいております。その他、佐用町の役場周辺においても通常のプロック積みではなく景観に配慮した整備を今年度検討をするというふうにお聞きしております。

次に自主防災組織についてのご質問にお答えをさせていただきます。

災害時に必要な助けや支援の考え方として、いわゆる自助、共助、公助の3つがあるわけではありますが、5月24日の防災会議において、佐用町の防災ビジョンとして、わたしたちのまちは、わたしたちの手で守るが承認をされたところでありますが、東日本大震災の状況からも分かるように、大規模災害時に、役場自体が被災し、公的機関が十分に対応できない中で、住民が互いに助け合って自分たちの身を守る共助の考え方が最も有効であるかと思ひます。

緊急事態が発生した時、自助は勿論のことですが、共助として、向こう三軒両隣が、防災活動を行うための、最も有効な範囲であるとされており、自主防災組織は概ね自治会単位で組織することが必要であるというふうにお考えしております。

自主防災組織の編成といたしましては、情報収集班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、物資班などが必要と思ひますが、地域によって内容は異なってくると考えております。まあ、地域の状況や特徴、特性を考えた、地域に最も適した組織に、それぞれが工夫をして、組織にすることが必要ではないかというふうにお思ひます。

町では、合併後、自主防災組織の啓発を行って参りましたが、平成22年度に兵庫県が自治会を対象に実施いたしました自主防災組織のアンケートでは、町内の111集落が回答し、約60パーセントが組織化されているという結果が出ております。

町が策定をした災害復興計画においても、日頃からコミュニティづくりを行い、災害時の

人的・物的被害の防止や軽減を図るため、自主防災組織の活動を支援するといったしており、コミュニティ強化により災害に強い町をつくることを目指していきたいというふうに考えております。

次に、空地・空店舗の有効活用ということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

一昨年の台風災害により、甚大な被害を受けた商店街では廃業する店舗も出てきておりますが、商店街だけにとどまらず地域経済全体の衰退が懸念をされているところであります。

昨年度には、商業者を中心として空店舗の活用方法について検討が進められ、兵庫県の実施する子育てほっとステーション事業により、久崎及び佐用の商店街において、被災した空店舗を活用し子育てほっとステーションが整備をされたところでございます。この事業は、商店街の空店舗を活用し、子育て中の親子が気軽に買い物などに出かけやすい環境を整備することで、子供から大人まで幅広い層の方々に利用していただくことにより、商店街に、少しでも賑わいが出るとともに地域のコミュニティの場となることが期待をされているところでございます。

また、平福においては、被災した県指定重要建造物の1軒を地域活性化の拠点として有効活用するために、昨年度から地域住民の方々により検討・協議が進められております。

まあ、今後も、空地・空店舗の活用につきましては、商工会や地域との協議を行い、より効果的な活用方法を模索していきたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対する、とりあえずの答弁とさせていただきます。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、6番、松尾君。

6番（松尾文雄君） まずあの、1点目の河川工事についてであります。まあ河川工事ほとんどが復旧工事という中で、まああの、まあこれは、先般のいわゆる災害復興特別委員会の中でも、県の方にもお伺いしたんですけれども、なかなか復興の部分が見えない。河川工事そのものというのは、非常にこう、ブロック積みで川幅を拡げたり、また、川底を深くしたりとかいう部分で、ほとんど復興の部分かと思われまして。

佐用町において、その時にも言ったわけですが、やはり自然というものを、もっと大事にしていく必要があるのかな。まあ、先ほど、平福の対岸の部分、また新しい工法でやるとか、また、この役場の裏をすとかいうふうな部分を聞いているわけですが、やはり、佐用町にとって、いわゆる自然の豊か、いわゆるこう、復興計画にも書いてあるわけですが、いわゆる先ほども町長言われましたけれども、サンショウウオがおれば、また、ホタル、アユ、そういった生物というふうな部分もあります。それが、今の工法で十分生かしていけるのかな、どうなのかなというのが、心配しているわけですが、やはり佐用町としましては、町長が、最初のこう、復興計画のあいさつの中でも言われてますように、いわゆる創造的復興というふうな部分があるわけですが、河川工事に対して、やはり、その創造的な復興、その部分が、なかなか見えてこないように感じられるわけですね。

やはり町長が思われている復興というイメージが、県の方に十分伝わっているのかどうか。その点が、非常にちょっと心配な部分がありますし、佐用町としましては、やはり全国的に、いわゆる復興という名のごとく、先頭を切っていく必要があるかと思っております。

そういった中で、今の工事そのものを見てますと、まあ、現在ずっと、どの川を見ても、

ブロック積みばかりがこう、目につくという、まあ、今は、復旧の工事の最中ですから、余計かもしれませんが、その復興の部分の分をね、もう少し、だいたい、どれくらいあるのかな。

まあ、先ほど言われたように、平福とか役場の裏とか言われてるんですけども、その部分が、どういった工法でやるのか。まあ、今後、今年検討されるという部分なんで、なかなか分からないかと思うんですけども、やはり町長の思いと県の事業の推進とが、うまくマッチしているのかどうなのか。そこらをお伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この計画につきましてはまあ、当然あの、県においてもですね、まあこの、防災対策ということ。まあこの河川の豪雨災害を防ぐ防災面でのまず、機能をしっかりとつくるということ。それが、第一義的な目的であります。

ただまあ、その中で、これは以前から、この千種川の河川改修等も、ずっとまあ計画的に行われてくる中で、千種川委員会という委員会が設置もされておましてね、千種川の、やはりこの自然環境をこう、守っていく、まあ、清流百選にも選ばれた、この千種川の、この川の環境をいかに、そういうことと両立させていくかということ、これも1つのテーマとして、ずっとまあ、これは検討されてきたところです。

それで、この度のまあ、計画においても、まあ、千種川委員会にも諮問をしてですね、千種川委員会でもまあ、その計画内容についての意見や、まあ、協議され、まあ、意見も出されております。

まあ、これまでの、まあ、全国いろいろな所でも河川の、こういう改修工事というのはされておりますけども、まあ、千種川にとって、新たにですね、そういう今までの技術的な面での、まあその、防災面、まあ、機能を満足する中で、環境にも配慮ができる、まあ、そういうその、ブロックですね、そういうブロックの採用だとか、また、先ほどお話ししたように、地域の、所によっては、まあ、そういう景観にも配慮した工法も採用していただいておりますし、また、笹ヶ丘の、この度、町が売却をいたしました、その旧久崎中学校の運動場の用地ですね、まあ、あそこは、そういうその、せせらぎと言いますかね、河川の中で、幅広くとって、水辺の新たな、そういう環境が生まれるような、生き物が、多様性のある生き物がまあ、生息できるような環境が作れるような場所も作っていかうということで、まあ、ああいう工法を、土地もまあ、利用していただくということになっております。

それからまあ、先ほど、答弁させていただいたようにですね、まあ、そういう魚道も確保したり、井堰をできるだけ少なくして、井堰のある所では、そういう魚道もつくり、できるだけまあ、緩傾斜の構造物にしていかうとかですね、まあ、そういう配慮もいただいておりますし、まあ、川底にですね、そういう大きな、そこから発生している、工事の中で発生した石をまあ、置いてですね、そういうその、真っ平らな何もない川底ではなくてですね、やはり、石がゴロゴロある。大きな石もあって、そこで、そういうサンショウウオなり、また、魚類なんかの隠れ場所、生息する場所なんかもつくりうというような取り組みもしていただいているわけです。

そういう環境面と同時にですね、今回の河川の改修は復旧工事ではありません。まあ、完全な河川河道の緊急対策で、改良工事ということでですね、私はまあ、そういう面と同時に、配慮していただきながら、一番これは、期待するところは、当然まあ、安全な堤防

ができ、その豪雨災害の安全性と同時にですね、この度も、既に完成をしておりますけれども、円光寺や、これから久崎の方においてもですね、河川堤防を幅広く取っていただいでですね、その、7メートルという、上に、道路を出すね、河川管理道ができるわけですが、そういう道路が、ずっとこうつながってですね、これが、まあ7メートルという、2車線が取れるような道路が、その河川堤防上にできるわけです。それによって、それを道路としてですね、活用ができ、また、それによって、また周辺の土地の活用もできて参りますし、まあ地域の整備も進んでくるということで、これまで、その、例えば、佐用の川原町、裏の方のですね、川べりの宅地なんかもありますね、非常にまあ、堤防敷が狭くてですね、なかなか道路が十分に行けないような所もあるわけです。ついてないような所がね。そういう所も今度は、新たに、この事業によってですね、その道路が連続性のあるつながった道路が出来上がって、そこにまた、町として、それにつながる、この道路、生活道なんかの改修も行っていくという、そういうことで、地域の整備も、住環境の整備につながっていく、そういう事業にしていきたいと。そういうことが、1つの創造的な復興ということになるんじゃないかなというふうに考えております。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、6番、松尾君。

6番（松尾文雄君） まあ、工事のね、1個1個の箇所見たら、皆、いわゆる復旧工事というふうな部分になっているわけですよ。

それで、先ほど、町長言われたように、今年度より、その、復旧場所にしては考えていくんだというふうな、県の方がしているという部分があるんですけども、そういった計画というのは、だいたいいつ頃で出ますか。

やはり25、最終25年までというふうな部分があるんですけども、当然、そういう河川工事の復旧場所の工事箇所とかいうのは、当然、出てくるかと思うんですけども、まああの、復旧工事の箇所は、もう出てますからね。それは。そやから、復興計画の中で、先ほど言われたような、いわゆる平福にしてもそうですけれども、この役場の裏。先ほど言われた笹ヶ丘のともそうだと思うんですけども、そういった部分が、おそらく、いわゆる延長が何ぼでとかいうふうな、そういうふうな部分が出てくるかと思うんですけども、もう、それは出ているんですか。出ていないんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） もう既に、その全体の、当初のですね、基本計画の中で、そういう箇所というのは、また、だいたい、こういう構造にしていくということは、もう既に出て決まっております。

ただまあ、新たにですね、お願いしている。例えば、この役場裏なんかの河川。昔、ここ、親水公園的にですね、もう少しこう、河川、川の方に降りていけるようなですね、そういうその、構造ができないかとかいうような、まあ、以前、県との協議をした経緯があるわけですが、なかなか川幅を今の中で確保していくにはですね、まあ、親水公園的なものは無理だということでありましたので、こちら、町としてもお願いして、ただ、まあその、ブロック積みだけではなくてですね、まあ、景観的にもう少し配慮したものを

考えて欲しいという要望をしております。まあ、そういうことについて、県としてですね、今年、早くまあ、検討しましょうというふうに言っていたいております。

ただ、今、松尾議員がですね、現在やっているのは、復旧工事だというふうに言われま
すけれども、工法的にね、壊れた所を直したりしておりますけれども、基本的に全部、川
幅を広げていくような形になっておりますのでね、これは、復旧工事じゃなくって、新た
な改良工事だと。改良工事の中で、まあ、工法的にまあ、どうしても、まあ、大部分のと
ころは、まあ、(聴取不能)ブロック構造になっているということです。

ただ、今後、今、目立つのがですね、どうしてもその、河川、ブロック構造が目立ちま
すし、それから堤防幅が、今、言いましたように、広い所はもう、7メートルというです
ね、非常に大きな堤防になっておりますから、非常にまあ、それが目立ちます。当然まあ、
ここについてもですね、河川だけではなく、の中だけではなくってですね、この新たな堤
防に植栽をしたりですね、して、まあ、その、要するに、景観整備、こういうことも私は
まあ、地域と一緒に今後まあ、並木を、植木を植えたりしてですね、考えていかなきゃい
けないということで、これも県にお願いをしております。で、県の復興室においてもです
ね、ただ、ああいう堤防の構造物だけが目立ってしまいますし、それで終わりじゃなくっ
て、できるだけ、そういうその、新たに、昔、桜並木があったりですね、まあいろいろと、
その植栽もされてきた。そういう物までね、少しでもこう、事業としてできるように、支
援をしていけるように考えていこうということも言っていたいておりますし、今後、町
も積極的に、そういうことで取り組んでいきたいなと思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、松尾君。

6番(松尾文雄君) まあまあ、改良工事だと。まあまあ、そう言われればそうですけど
も、まああの、いわゆる県の方では、あくまでこう、復旧工事という工事名がついている
わけですから、まあまあ、中身は、町長の言われる改良かもしれませんけどね、県の方で
は、復旧工事という位置付けの中でやっているという部分があります。

それで、佐用町の、この駅裏の部分は、その復旧工事の中には入ってないかと思うん
ですよ。おそらく、今後、そういったことが出てくるかと思うんですけども、まあ、そう
いった県の方の検討していく工事箇所とか、そういった復興の部分が出てきましたら、また、
教えていただきたらと思いますんで、そこを、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目の、いわゆる自主防災組織の活動についてですけれども、非常に自主
防災組織、いろいろあるわけですけれども、ただ、既存の消防団との関係というのが、非
常にこう難しくなってくるというか、まあまあ、簡単な部分なんですけれども、やはり、こ
れからは日中における部分になりますと、いわゆる自主防災組織が、中心になっていくん
かな。いわゆる消防団に入っている若い子とね、非常にこう、勤務先が、あちらこちらと
行っているんで、日中の災害時には、なかなかいない場合もあるわけですから、そうい
った部分の中での自主防災組織の位置付けというのは、非常に大事になるのかな。

また、先ほども町長の答弁の中で、消火活動とかいう部分があったんですけども、い
わゆる消防団ではありませんから、逆に、消防器具というのは、基本的に使えないはずで
すね。そこらの関係を、どういうふうに整理していくのか。いわゆる消火活動言うたら、自
主防災組織ができたとしても、消火栓、また、近くからバケツリレーで消すとか、そう
いった、消火器で消すとかいうて、そういうふうな部分しかできないような状況かと思う
んですよ。ただ、そこらの、いわゆる既存の消防団が通常扱っている器具の取扱い等につい

て、整理をしていく必要があるかと思うんですけども、そういった部分は、どのように考えておられるかお伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それぞれ、やはり、何もかもお願いする、できるというものではないと思います。ですから、当然まあ、火災等においては、まあ、日中、例えば、消防団が活動、の団員がいない。活動できない時、これはもう、今、言われたように、少なくともまあ、初期消火としてですね、消火栓の使い方。まず、消火栓が活用できるように。それから、まあ、消火器。一般の備え付けの消火器。そういう物を備える。それと同時に、やはり、生命が一番、第一ですから、そういう、その家なりに、どういう方が住んでおられるか、できるだけまあ、そのお年寄りの方だけが住んでおられるような家においてですね、まあ、そういうことは既に把握を、常にして、地域で自主防災組織として避難をさせていただくと。そういうことを、まず、中心に考えていかなきゃいけないと思います。

まあ、その中で、当然これはもう、常備消防が、備えて居るわけですから、まず、そういう初期消火をしていただいた中で、常備消防が、できるだけ早くかけつけるということになるかと思えます。

まあ、消防団に配置しております消防ポンプ車とかですね、当然まあ、ポンプ、これはまあ、なかなか、そういう自主防災組織ではね、使える人もいらっしゃると思いますけども、それ、そういうことを前提にしたね、やっぱり活動、計画ではない、計画を作って行かなければならないと。まあ、できることを、やっぱり考えて、まず必要なことを考えていくということだと思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） まあまあ、そういった部分で、いわゆる日中の、通常考えられるのは、火災時に、そういった人がいないという部分があるので、まあ、そこらは、今後、自主防災組織と消防団との関係というのは、何か、きちっとした手立てをしておく必要があるのかなと思います。

それで、今、まあまあ、今回の、この災害復興計画という部分においては、まず、この度のような、水害とか、そういった部分を対象にしているかと思うんですけども、まずあの、土嚢袋が、いわゆる、どこに、どのように置いてあるかというのがね、いわゆる、まあまあ、消防団のポンプ庫にはあるんですよ。それで、そういった物が、自治会それぞれに、きちっと配布され、いわゆる土嚢袋はあり、その中に詰める砂等も、そういった所にあるのか、ないとか。やはり、そこらまで、やっぱりやっていく必要があるかと思えます。まあ、そこらも、当然、考えられて、配置が、もう既にされているかとは思うんですけども、まあ、そういった点が、どのようになっているのかお伺いしたいと思えます。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

土嚢袋や土嚢の土の置き場所なんですけれども、土嚢袋も、今、議員の申されましたように、それぞれの消防団の防災庫や、それを必要な所に設置しております。特に、支所等にも置いております。

それから、土嚢の置き場所なんですけれども、町内で指定しておる場所がありますので、その場所に設置しております。今こう、どの場所にと言われても、具体的に、ちょっと今は、お答えできませんけれども、災害前に全てチェックして、それぞれの場所に、例えば、それぞれの広場等がある所に設置をしております。で、要望があれば、そこにまた、継ぎ足しの土を持っていくような形で連絡しております。

以上です。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） まあ、必要な所に必要なだけ置いてあるという部分があるんですけどね、そういったことが、逆に今回、各自治会で防災マップをつくってますよね。

〔企画防災課長「はい」と呼ぶ〕

6番（松尾文雄君） そやから、そこに当然、記入するような格好にはなっているわけですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） それぞれの地域によって、多少変わってくるわけですね。

あの、前は、役場の方でこう、土嚢なんかも作って配布しておったような場所もあったんですけども、そういうことは、町としてはできないということで、前もってこう、土嚢を作ってください、こう、自主防言うんですか、自治会にお願いして、自治会の方で対応をお願いしたいということで、土嚢の袋や土嚢の土については、適宜、場所に置いております。

それから、防災マップの時に、こういう指定場所を書いておくとか、書いておかないとかいうことにつきましては、こちらから、こうしなさい。ああしなさいということはありません。それぞれの所で、自主防活動ができるような内容を点検していただいて、自分たちで考えていただく。それに対して、町が公助的に援助できる範囲で援助させていただく。特にこう、物を、器具等がこう、必要な場合は、申し出ていただければ予算化しておりますので、50パーセントの補助で必要な物を買っていただくと。それに対しての補助をしていくというような形で、前からこう、そういう仕組みをやっておりますので、それを継続しております。以上です。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾文雄君。

6番（松尾文雄君） やはりね、これだけの大きな災害があったわけですから、マップにも、必ず載すんだというようにしていかないと、それぞれの家庭でマップ見たって、何が、どこにあるか分かんないでしょう。いわゆる、

〔企画防災課長「はい」と呼ぶ〕

6番（松尾文雄君） 土嚢にしたって。

〔企画防災課長「はい」と呼ぶ〕

6番（松尾文雄君） それでは、あかんのん違いますか。やはり、マップにも、きっちりと、ここには、土嚢袋を3,000袋あります。それに要る砂は、何ほありますというふうなぐらいは、最低限書いておかないと、いざ言うたら、皆、どこへ何をしていったか分かりませんよね。

それと、もう1点。先般の、先ほども、特別委員会の、いわゆる研修会の中で言ったんですけれども、いわゆる防災マップをつくるというのは、ある程度、想定をした中で、マップを作るわけでしょう。水害とか。ほな、佐用、上月とかは、概ね、今回、佐用で起きた水害を想定したシミュレーションはしたわけですよ。そやから、どこまでが、床下で、どこどこは今回の復旧工事の中で、もう大丈夫ですよという地域がハッキリしたわけです。

ただし、いわゆる三日月地域なんか、そのシミュレーションもないわけですよ。そやから、防災マップをつくる材料がないわけね。そやから、同じ町内だったら、同じようにシミュレーションして、特に、佐用と同じだけの雨量が降った時に、三日月地域がどのようなか。また、南光地域もそうですよ。抜けておる所があるわけですから。そういうことを、想定したシミュレーションというものは、自治会に渡しておかないと、防災マップの作りようがないわけですよ。

いわゆる佐用、上月とかいう、主な、今回の復旧工事した所においては、概ね、ほとんど水害がないというふうなシミュレーションが出てますから、それは、それでええかと思うんですけれども、ただ、そのシミュレーションも起こってない地域というのは、今後、災害が、どのように起こるか分からんわけですから。今度は、想定してなかったなんか言えませんか。やはり、同じような災害があると、可能性があるわけですから、そやから、いち早く、県にお願いするなり何なりして、シミュレーションをして、その上で、防災マップを各自治会で作ってくださいという言わなあかんのん違いますか。そやから、そういう材料も出さずして、今の現状のままで、防災マップ作ってどうこうって言うたって、なかなかそれは、十分な、いざという時の活用にはならないということですよ。想定外の、いわゆる、想定外の災害だったというふうにならないうわけですから。

そやから、そこらの部分は、やはりシミュレーションというのをしっかり、今回、佐用、上月地域を中心とした、シミュレーションしたわけですから、それ以外の地域も1日も早くしてね、防災マップづくりに手を加えるべきかと思いますが、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今回、県の、今の河川の大規模なこの河道対策を行っている、この中で、その地域に、その関係して、その工事を行っている中でのシミュレーションは、県はしてくれてます。まあ、できるわけです。

ですけど、その今、松尾議員が言われるように、できてないとこなんて、それは当然、全国どこでも、いっぱいあるわけですけども、それを全て、その、どのような条件の下でシミュレーションするかですけども、それを、その、シミュレーションして、その地域が、どういう状況になるんだということまでにはね、これは、県はできないと。そういう、そのことはできないと。

ただ、少なくとも考えていかきゃいけないのは、まあ、これまでの想定をしていた以上に、やっぱり今の雨の降り方や雨量から見ればですね、これは、大きなまあ、河川の増水があり、また、浸水被害が出てくると。だから、そういうことを、まあ、できるだけ、他の、一昨年災害を受けられなかった地域においても、皆さん方が、それを、やはり想像していただいて、その中で、そういうことを前提に、まあ、できるだけ被害を減らす。また、避難する。そういう計画をですね、まあ、作っていくという、このことしか、私は、ないんではないかと思えます。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） まあ、その地域それぞれで、その被害を想定してと言われるけども、ただ、どこまで災害があって、どこまでどうかというのが、分からないわけですよ。そやから、県が無理なら、町として、そういったシミュレーションをしていく。そういうことによつて、新しい防災マップ、いわゆる安全なまちづくりができるかと思うんです。

まあ、このことは、今回、あんまり言いませんけども、これは是非とも考えていただきたい。それをすることによつて、安全で安心なまちづくりの、まず第一歩ですよ。

地元に住んでいる人間が、どれくらい降って、どこまでの災害があって、ほな、これ以上いけば安全だということが、全然分からない情報の中で、防災マップを作ったって、なかなか、いい物ができないと思えます。

そやから、1日も早い、そういった、今回、佐用町が、21年に遭いました、ああいった豪雨があった時に、他の地域では、どのようになるかというようなシミュレーションをして、それで、自治会に渡していただければ、自治会は、それを想定した部分の中で、防災マップづくりというので、いわゆる人災なんか、絶対なくなるわけですよ。そういったことがありますので、1日も早いシミュレーションを、県が無理なら町独自でもやるべきというふうに思っておりますので、その旨は、お願いしておきます。

3点目に、いわゆる商工会の活力向上のいうふうな部分があるわけですけども、まあ、非常にこう、佐用の商店街、非常に寂しい部分があるんですよね。毎回こう、佐用へ来る度にこう、商店街通るわけですけども、空き地、空き店舗、いろいろあるわけですけども、まあ、そういった中で、今後、町として、やっぱり商工会に対して、いわゆる、ここにも書いてありますように、後継者の育成をやっていくんだという、それで、後継者にも、たくさん、この佐用町に住んでもらって、商工会を活性化していただきたいという部分があるんですけども、やはり、それが、なかなか目に見えて進んでいってないというふうな状況があるのかなと思うんですけども、まず、今後の事業計画、そういったものがありましたら、あの、まあ、先ほども、答えが返ったかと思うんですけども、なかなか、一気に覚えきれないもんがありますので、今後の事業計画等がありましたら、教えていた

できればと思うので、よろしくをお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 先ほど来、町長の答弁の中で、現在、久崎なり、あるいは佐用地域におきましては、子育てホットステーションというふうなことで、取り組んでいただいておりますし、それから、今後、平福につきましては、古民家、県の重要文化財でございますけれども、地域の皆さん方が、現在、その活用について、ご検討をいただいておりますというふうな状況でございます。

で、先ほど来出ておりますように、後継者の育成というふうなことににつきましては、極めてまあ、重要な問題でございます。特にまあ、23年度におきましても、通常、対前年度比、前年度、100万のまあ、増額をさせていただいてですね、後継者の育成というふうなことで取り組んで参りたいというふうに思っておりますし、特にまあ、その中ではですね、佐用町としての、新たな特産品の開発というふうなことを、まあ、お願いをしたいというふうに思っております。

それから、空き地、空き店舗の活用との関係の中で、特にまあ、事業概要といたしましては、商業の活動や地域の活性化というふうなことから、今年度、当初予算でも、お願いをいたしておりますけれども、応援券の発行というふうなことで、今年度実施をしていきたいというふうに考えております。

一昨年の災害以降ですね、町内の消費動向といいますものは、景気の低迷でございますとか、被災によりまして、大きくまあ、冷え込んでおるといいうふうな状況でございます。特にまあ、商工業者の皆さんにおかれましては、災害によりまして、様々な影響がですね、経営悪化というふうな状況に至っておるといいうふうなことでございまして、一般消費者、あるいは商工業者の皆さん方の支援を行うことで災害復興を図っていききたいというふうなことから、今年度、そういった事業にも取り組んでいくというこというふうなことで、今後まあ、商工会の皆さん、あるいは地域の皆さんとですね、協議をさせていただく中で、また、進めて参りたいというふうに考えております。よろしくをお願いをしたいと思います。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 松尾君。

6番（松尾文雄君） まずね、商工会が、やっぱり元気が出ないとね、町自体が元気が出ないんですよ。だから、そういった意味で、後継者育成事業に対しまして、かなりの予算を積み込んだというのは、これはこれで評価できる部分ですね。

ただ、積み込むだけじゃなしに、これをいかにして活かしていくという部分があるわけですが、まずあの、この商工会を元気にするための1つの材料としてね、前回の一般質問では、姫新線の、佐用駅の、いわゆるバリアフリー化ということで、改修をした方がいいんじゃないかと言った時に、できない理由は、ドンドン聞きました。こういった理由でできない。こういった理由でできないというのは、びっちり聞かせていただきました。非常にありがたかったと思います。

ただ、やはり、商工会の商売人さんを活性化させようと思えばね、やはり、この姫新線の、佐用町の玄関口である佐用駅も同時にやらないと無理なんですよ。できない理由は聞

きましたけども、今後は、何とかしてやるんだというふうな、糸口を1本でも見つけていただきたい。

おそらく、皆さんご存知と思うんですけども、佐用駅に到着する電車、それぞれ、だいたい100本近くあるんですよ。ということは、かなり、結構、出入りがあるということですよ。そこで降りていただく。乗っていただくというふうな作業をしっかりとしないと、勿体ないんですよ。普通の駅から比べたら、非常に多いわけですよ。100本からあるということ。往復で言うたら50本ですよ。

やはりこれと、いわゆる商工会の活性化いうものを一元化して考えていかないと、せっかく列車が日に、往復で50本から着いたり出たり、着いたり出たりしているわけですけども、こういった物の活用をしていかないと、先ほども言われました、平福の部分においても、観光客にしても、やはり、それをどのように活用していくかというのを、この際ですからね、やっぱり考えていく必要があると思うんですけども、まあ、なかなか難しい部分があるんですけども、やはり、ここにも書いてありますように、移動販売事業を行うにしても商売人さんに元気になってもらわないかんわけですよ。若手後継者が育つにも、そういうふうな部分が必要。

そやから、これはね、いわゆる佐用駅の、いわゆるもう、改修ですよ。改修と、商工会の活性化というものを一本化で考えていく必要があるかと思えますけども、その点について、どのようにお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、佐用町の場合、本当にあの、姫新線、また、智頭急行、これのですね、ここは丁度、起点、中間点になってますから、そういう意味で、この交通の便というのは、ある意味では、他の地域と比べれば非常にまあ、こう、便に、ありがたいというふうに思っておりますし、まあ、それを利用される方がですね、まあ、当然まあ、この商店街の所に、まあ、入り口に、まあ、この、丁度駅が、位置しているわけですから、この駅との、また、そこで使われる利用者との一体性、まあ、こういうものを、これは、まあ、以前から、まあ、佐用の商店街がこう、発展してきた、また、今日まで、こうして、何とかまあ、持ちこたえている1つの大きな要因ではないかなというふうに、当然、思っておりますしね、まあ、その中で、今、言われるように、これを、できるだけ、また、使いやすい駅にすることによって、利用者が、いくらかも増えるということ、これは、確かに必要かとは思いますが、ただまあ、これがなかなか難しいことは、いくらかも聞いたという話なんで、これ以上、いろいろと言いませんけども、実際、現在ですね、100本の、例えば上下線、ここ、通過車両があったとしてもですね、まあ、その利用、ここで乗り降りされている方、これはまあ、姫新線の乗客を増やすためにですね、姫新線も、もっともっと増やさないと、今のダイヤが、元々の一番根本でありますダイヤが維持できないという状況の中でですね、まあ、1日の乗降客が、まあ、500人切っているわけですね。それは、他の駅と比べれば、それは多いとしてもですね、なかなか、そういう、いろんな商業施設なり地域を支えるだけのね、ここで乗客が、なかなか望めないというのが、これは、実際、現実だと思えます。

そういう中で、私は、前から佐用高校、朝晩ですけどね、佐用高校の生徒が、大部分を占めております。何とかまあ、佐用高校というのをね、の生徒の、まあまあ、これも児童数が減って来るといふことの現状があるんですけどもね、やっぱり地域と一緒にあって、

佐用高校というものを盛り立てていかなければならないと思っておりますし、まあ、少しでも、特にまあ、ここ当面はですね、姫新線の存続なり、今の利便性を確保していくためにもですね、乗客を、まず増やしていく。その増やしていく中で、商工会とも連携をして増やす。それは、商工会にも、少しでも、商工会とか商店街がですね、にも賑わいができればというふうにも考えております。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） まあ、今言いましたようにね、やはり、商店街の、商工会の活性化にしてもそうですけども、やはり姫新線と一体化した考え方していかないとあかんかと思えます。

それでまあ、先ほど、町長も言われましたけれども、ドンドン、ドンドン少子高齢化で子どもが少なくなる中で、やはり将来的にはね、佐用高校の存続も非常に厳しくなる可能性があるわけですよ。だから、そこらを考えれば、当然、姫新線の便数を、これ以上減らすわけにはいきませんから。当然、利用客も増やしていかないと。ほな、当然、駅前の改修というのは、いち早く、もう考えていく必要があるんですよ。これは、商工会も一緒です。いわゆる商店街もしっかりしていかないと、学生自体が、ドンドン、ドンドン、少なくなるという可能性がある。

これね、全部がもう、一体化して考えていく必要があるんですよ。そやから、こういったことは、いわゆる復興計画の中でもそうですけども、まちづくり計画というのは、もう一度、しっかり考えていかないと、佐用町そのものの、いわゆる存続そのものが、非常に厳しくなる。商売人さんが、この佐用で商売ができなくなるとか言うたら、もう、ドンドン、ドンドン、人が減っていく。買い物にもできなくなるとかいうふうな部分ね。

今現在は、確かに、大手のマックスバリュとか来てますよ。ああいう大手さんというのは、ある程度、売り上げのある時は、いますけどね。売り上げがなくなったら、もう、ずっと引きますからね。引かれた時に、この佐用町がどうなるかという問題があるんですよ。それには、地元の商売人さんに、もっとしっかり頑張ってもらわないかんというところがあるんで、まあ、そこらも、非常に時間がないので、今回は、とりあえず、商工会の活性化をやるとすれば、当然、駅もやらなあかん。当然、佐用高校の生徒にも、ドンドン、佐用に来ていただく。佐用高校に通学していただく。とすれば、やっぱり、玄関口の姫新線の佐用駅を、どうでもやらないかんというふうな部分がありますので、何とか、やれる方法で、しっかりと考えていただきたい。

そういうことをお願いしまして、以上で、終わりたいと思います。終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、松尾文雄君の発言は終わりました。
続いて、5番、金谷英志君の発言を許可いたします。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、再生可能エネルギーの施策の実施とごみの減量化について通告いたしております。

まず 1 点目の再生可能エネルギーの施策の実施についてお伺いをします。

福島原発事故で、今日の原発技術が本質的に未完成であり、世界有数の地震・津波国の日本に集中立地するのは、危険極まりないことが明らかになりました。

政府は浜岡原発の運転停止を求めたものの、今回の事故並みの津波対策さえすれば、全ての原発の運転を認めようという姿勢です。これでは新たな原発安全神話をつくるだけです。原発は日本の電力の 3 分の 1 を占めています。関西電力の場合も昨年 3 月末現在、供給量の 48 パーセントが原発によるものですから、原発トラブルは直ちに電力不足につながるようになります。原発依存のエネルギー政策は、電力供給の安定性、事故による放射能汚染による環境破壊の面からも根本的に考え直すべきであります。それを、電力不足、温暖化対策を逆手にとって、安全性の保障のないまま、原発を再開をするなど論外のことです。

5 月に NHK が行った世論調査では、原発を減らす。廃止すると答えた人は 57 パーセント、過半数を超えています。今、原発の縮小・廃止を求める人が急増しています。その中で、ますます問われてくるのが、原発から再生可能・自然エネルギーへの政策転換への決断です。

そこで、エネルギー政策の見解と再生可能エネルギーについて伺います。

1、政府や電力業界は、これまで原発は安全としていました。原子力発電技術は安全なのか、町長の見解を伺います。

2、これまで、再生可能エネルギーに取り組むよう求めてきましたが、これまでの研究成果を踏まえ、太陽光、小水力、風力、バイオマスなどの利用施策を実施すべきではないか。

以上、お伺いします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、まず 1 問目、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、どうぞ。

町長（庵逋典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

再生エネルギーの施策実現をとということでのご質問でございますが、まず最初に、東日本の今回の大震災に伴う、福島原発事故による政府や電力業界が、これまで安全としていた原子力発電技術は安全なのかという問いでございます。まあ、技術的なですね、これは非常に問題でありまして、まず、安全かどうか、私に、こうして問われてもですね、それに答える、私は、能力がありませんから、当然、的確に答えることは、やっぱり、安全かどうかと言われれば、それを判断することはできません。

ただ、人類のですね、科学技術が、これまで進展していく中でですね、これがいくら進歩してもですね、自然の力の前において、これが全て、どんな物でも安全ということはありません。これは、100 パーセント安全は、当然ないというのが、これは、私の偽らざる気持ちです。

そういう中で、当然、例えばですね、まあ、自然エネルギーの大きな、まあ、エネルギーですけども、以前から、もう一番言われる、例えば、水力発電ですね。水力発電においてもダム建設によって、いろいろなまあ、問題が起きますし、例えば、ダムの崩壊という危険性も、これも 100 パーセントないとは言えない。まあ、そういうことも指摘されておりますし、また、化石燃料を使う火力発電、これについてもですね、技術的

な安全性はともかく、それから排出されるCO₂、地球温暖化ガスと言われるですね、ガスの排出によって、これはやはり、生命の危機にも及ぶようなですね、環境破壊が、今後、ドンドンと、これが使われれば起きるだろうということは、これは現実の問題として、もう指摘をされているわけであります。

そういう点でですね、人間がこう、作り出して来た物。豊かな生活を求めて作り出して来た物というものが、片方、裏にはですね、そういう危険性もあるんだということ、まあ、こういうことをですね、やはり十分に認識をしなければならないんじゃないかなというふうに考えております。

また、再生可能エネルギーの研究成果と太陽光、小水力、風力、バイオマス発電等を実施すべきではないかというご質問でございます。まああの、この点につきましてもですね、先ほど申しましたように、私達の生活というのは、本当にあの、これまで、いわゆる人類が、こう、長年の研究の中で実現してきた科学技術の発展によって、まあ、自由に手軽で、そして豊富に使えるエネルギーですね、現在の、そういうエネルギーによって豊かな、また、便利な生活がつけられてきたということでございますけれども、まあ、その裏には、こうした、今回のような原発の事故というようなことで大きくクローズアップされてきたような問題。また、地球温暖化のような問題。そういう、非常に人類に対するですね、人間の生活に、生命に対する危険も及ぶような危険が存在しているんだということ、まあ、認識する必要があると思いますし、また、その代替の、そのエネルギーというものについてのですね、政策を見直すということ。このことについては、やはり、これまでの、この生活というもの。私達の現在の生活そのものをですね、やっぱり見直すということも含めて、これ、真剣にお互いに理解して考えていかないとですね、一方で、ここの現在の生活を、そのまま保障するというを前提にですね、エネルギーの政策の、また、原発の、この問題だけを捉えて、議論するということは、非常にまあ、矛盾というものを、私は、はらんでいるというふうに思っております。

そういうのが、私の、偽らざる感想でございます。

国、政府においてもですね、まあ、風力や太陽光など自然エネルギーの発電率、まあ、現行9パーセントを2020年代の早期に20パーセントまでに引き上げる方針を提案され、エネルギー政策の柱として、従来の原子力と化石燃料に加え、自然エネルギーと省エネを掲げてきたわけですが、その中に太陽光発電パネルを1,000万世帯に設置することが、する目標が提言をされたということであります。

また、ソフトバンクの孫社長が提唱をされました、電田プロジェクトでは、そういう太陽光発電を行うためのですね、に、遊休地や休耕田を利用するという。そうした中で、大規模な太陽光発電設備を全国に設置するという構想。そういうものが、全国都道府県に呼びかけられる。当然まあ、今のような状況の中でね、エネルギー政策の転換を行っているこうとすれば、そういう太陽光発電というの、1つの大きな、この転換をしていく、代替エネルギーとしてね、今後、当然まあ、推進をされるだろうというふうに考えますし、まあ、今、計画が、これからどうなっていくか、まだ具体的な計画はありませんけれども、方向としてはね、そういう方向で賛同をされていると。国民の理解も得られていっているのではないかなというふうに思っております。

まあ、そういう意味で、この自然エネルギーというのは、当然、言われているように、太陽光や小水力や風力や地熱やバイオマス、まあ、いろいろとあるわけですが、私たちの町でどんな方法が取り組めるのか、それぞれ地域の実情というのが違いますし、まあ地熱にしても、例えば風力にしてもね、佐用町のような所では、これは、自然、条件的に難しいと。できない。難しいというふうにも言われております。まあ、できるのは、この太陽光であり、また、岡本議員からの午前中の質問にもお答えしましたようにですね、

再生可能エネルギーとしての、木材の新たな活用ですね、まあ、こういうことが、改めて、やっぱし、当然、出て来るのではないかなというふうに思っております。

まあ、今後、当然、更に、いろんな面での研究が必要というふうに考えておりますし、そういう政策を進める上です、今後、国としても、いろいろな、まあ、取り組みやすい環境づくり。まあ、財政面も含めてですね、そういうものが、作られてですね、いわゆるシステムの設置費用の低下。また、国や県からの助成制度ですね、そして、発電した電力を買い上げていく、そういう余剰電力の買い上げなど、そういうものが、当然、整備がされてくるだろうと考えております。そういう条件が整ってきておりますのでね、町としても、当然、そういう、できる。少しでも、そういう新しいエネルギーの獲得に向けて、町ができる範囲内の、また、取り組みをしていかなきゃいけないと、そういうふうに、今、考えているところでございます。

以上、この問題に対しましての答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1問目、再質問、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） 最初に、大きなその、原発に対して安全かどうかというのは、それは、国の今、大きな政策転換の中で、もう国会レベルの話ですから、それで町長に、どうこうということじゃなくて、基本的な、最後に町長が言われたような、自然エネルギーをやる。町としてやる上で、進めていく上で、基本的な、原発からの転換ということも、こういったことを踏まえた上での、その町の取り組みだと思うので、聞いたんですけども、安全性について、中曽根元首相がね、原発が事故起こった時に、飛行機も落ちるんだから、飛行機も安全じゃないというようなことを言われたんですけど、原発に対してはね、特殊な例が、その、特殊なんですね、事故が。あったら。

1つは、異質の危険性ということですけども、ひとたび重大事故が発生したら、放射性物質が外部に放出される。まあ、これは、今回のそれでもそうですわね。それを抑える手段がない。それから、被害が、空間的、時間的。空間的というのは、福島20キロ範囲から、ずっと30キロとかずっと言われますけれども、今、避難しておられる人がおられる。空間的にも被害がすごい。それから、時間的にも被害が広がる。時間的というのは、放射能の影響が何万年ということが、ずっと言われてますから。時間的にも、飛行機事故なんかと、それから車の事故なんかとはね、車の事故、その技術的な、車が、どういうふうに進化していても、その事故は起こると。そういう航空事故や車の事故なんかとレベルが全然違う。時限の違う安全性を考えなくちゃいけないという問題なんですけども、その点、町長、ちょっと、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その、やっぱし、その危険性なり、原発の持っているですね、そういうその、根本的な、やっぱり欠陥と言いますか、問題。これは、私もよく、理解はしておるつもりであります。

ただ、そういう空間的、また、時間的なね、危険性の問題というのも、先ほど言いましたように、原発だけではなくてですね、人類が、こうしてエネルギーを、いわゆる、こ

これは、安いエネルギーを豊富に、いろいろと作っていきこうということで、生まれてきたものです。まあ、その中には、その化石燃料なんかの、こうした、その、今、利用というものです。これも同じだと思うんですね。そういう化石燃料なんかの、この使用によって、この温暖化も、これももっと長い期間のですね、時間的なものかもしれませんが、あるいは地球規模、地球全体の環境を破壊していくという危険性。こういうやっばし、これこそ、また、同じようなレベルでですね、また、それ以上の大きなレベルで、その、生命に対する危険性をはらんでいるんだということを、やっばし、この原発事故を通して、やっばり、きちっとやっばし、考えていかなきゃいけないんじゃないかなということを、私は、答弁させていただいたつもりです。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） そうなんです。地球温暖化についても、それは、地球的な規模。その時間的な規模にしてもね、それは、考えたら、同じような、原発と、その同レベルの上で、原発も地球的環境の破壊という意味で指摘しているわけですが、その原発の、もう一つの危険なところというのが、廃棄物の問題なんですね。

いま開発されている形の原子炉。核エネルギーを取り出す過程で、莫大な放射性物質を生むんですけれども、100万キロワットの原発が1年間稼働したら、広島型原爆1,000発を超える死の灰が溜まるんですね。ずっと稼働していく以上、ずっと、その死の灰。核の放射能廃棄物が溜まってくるんですね。この死の灰を、内部に全面的に閉じ込める手段を持ってない。これが2つ目の重大な、もし、事故が起こった時の、空間的、時間的広がり、それから、この死の灰を、核の廃棄物を処理する技術を持ってない点が、2つ目の重大な、その原発の欠陥だと思うんですけれども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、そのような、技術的な、もう非常に高度な知識がいる問題について、的確に答えることは、なかなかできないと思いますけれども、まあ、当然まあ、そういう問題は、分かっていることで、この原発をこうして建設していき、また、これを使っていく上で、まあ、国もこれまでですね、この、これから発生する廃棄物という物の処理ということについても、まあ、取り組まれて来たということも、知識としては、認識しております。まあ、地下に封じ込めるとかですね、ああいう、まあ、再処理によってですね、新たにまあ、そういう物をまあ、うまく循環させていくような技術とか、いろんなことが、やっばり、ある意味では、こういう原発なりの、この科学技術という、そういう延長線の中でですね、まあ、考えられてきたことも確かだと思いますけれども。それが、全て、完全にできているということではないと思いますし、それが、どのレベルなのか、どういうふうに、それを判断するかということについては、私は、分かりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） まあ、基本的な、その原発については、もう転換するということは、多くな、NHKの世論調査なんかでもね、自然エネルギーに転換するということ、大きな、その国民的な、その理解もね、広がってきたと思うんですけども、その中で、自然エネルギーに転換するということですけども、現在の技術水準や、社会的な制約など考慮したら、その自然エネルギーの、今、持っている、今現在ね、その技術的革新なんかも含めなくて、今現在の技術で、どれだけの自然エネルギーの資源量があるかと言うたら、太陽光、中小水力、地熱、風力だけで、20億キロワット以上と推定されている。これは、環境省が出している数字なんです。

ですから、今すぐ原発を、全部止めてしまえというわけじゃなしに、その稼働する以上は、安全面もずっと見ながら、今の時点でやれることは、転換するということを決断するということで、政府としてはね。国全体として、また、私達の国民全体としても転換を考えていくことが大切だと思うんですけども、そういうふうなポテンシャルがある、潜在的な、ある。

先ほど、町長言われた、地熱とか、いろいろあります。それが、波とかね、まあ、佐用町は海に面してませんから、波の力とか、そんなないですけど、その具体的に、この4つ挙げた中で、佐用町で、今まで、私、質問しているのはね、20年の3月から、この自然エネルギーについては、質問してきて、町長もその、前向きな回答ではあるんですけども、実際にね、その、佐用町でやれる取り組みはどんなかということ、具体的に、今回の質問の通告でも、今までの研究成果を踏まえてと、私、出したんですけども、今まで、20年3月からずっと、こういう質問してきてね、町としては、やっぱりその、研究する町職員の体制も取った上でということも、答弁、町長されておるんですね。されて、その中で検討会議みたいなものを作って、自然エネルギーの促進にやっというふうなことも言われて、その中で、今の答弁が、その、ずっと質問して来た、過去ね、してきた中で、その成果がこれかと思うんですけども。

ほな、1つ具体的に聞きたいんですけども、まず、風力からいきましようか。風力発電。有名な所なんかでは、北海道の、立川とかありますけど、山形ですけど。風力発電がありますけれども、その風向調査いうのを全国的にやっている所があるんですね。NEDO、新エネルギー・産業技術総合開発機構ですか、NEDOなんかやっている。その地図なんか、その全国的なことですけどね、佐用町では、どういうふうな風況調査になっているのか、そういう調査は、今までこれ、検討された。今、第1回目の答弁では、風力なんかでは、佐用では、あんまりできんのん違うかいうようなことも言われたんですけども、風力の風況調査みたいなことは、今まで、検討されたんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あのまあ、当然、佐用町だけがやるんじゃなくて、他の政府の機関とかですね、そういうその、エネルギーを扱っているような所の機関がやっていただければ、それから判断をしていったらいいというふうに思います。

で、まあ、佐用町として独自には、当然、やっておりませんが、先ほど、議員が言われたような形で、まあ、全国のまあ、その地域において風力発電が可能な地域というのが、ある程度、選定をされております。そういう情報をいただいた中でですね、佐用町においては、風力発電には適していないと。その年間の自然風力の、平均風速がですね、な

かなか足りないという結果を聞いておりますので、先ほど言ったような答弁にさせていただいております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 次、小水力の方の、その、佐用町で持っている潜在的なエネルギーについてお伺いしたいんですけども、小水力で、小水力、何を利用するか言うたら、身近な農業用水路、工業用水路、砂防ダムを利用した発電とか、いろいろあるんですね。今現在やっている所、前橋市では、広瀬川の農業用水に7箇所の小水力発電所が建設されて、10メートル前後の落差の流れ込み式の発電所で、6箇所の設備容量3万キロを超えると。こんな、一概に、佐用の千種川や佐用川、志文川なんかに取り入れる、直ぐにね、これが広瀬川と同じような状況がということは言えませんが、その、佐用にある千種川、佐用川ね、志文川、それから、いろんな小河川もありますけれども、そんなのを、潜在的な、その調査をね、どんだけの佐用町に、その小水力に当てはまるような状況なんかいうことは、調査、これまでどうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、水力ということについて、今、前にね、金谷議員からも、そういう小さな水力発電ができないのかということ。これは、技術的には可能だろうということでは、お話をさせていただきました。

ただ、先ほど言いましたように、やっぱり効率と、少なくとも、ある程度の、その発電したコストですね、が、使えるような、利用可能なものにしていこうとすればですね、やはり水量と落差というものが必要になるんですね。

そのへんが、まあ、それと、もう1つは、それを活用するために、まあ、これはまあ、水の水利権、利用権みたいなものがありまして、直接、なかなか川の水を取ってするというのが難しいということ。まあ、この点が、1つ、もう1つあります。

で、そういうその、地形的な問題としてですね、やはり佐用町の場合、こうして山も非常にまあ、他の地域から比べれば低い、山が低いですし、その水量もですね、河川の水量も年間を通してですね、十分にまあ、確保できるような水量が、そういう谷川とか、まあ、そういう落差のある所でね、確保できないと。まあ、そういう意味でね、なかなか、佐用のような自然条件では、この、いわゆる水力発電が、そういう効率的なものは、設置が難しいということ、これは、職員なんかの、いろいろな議論、協議の中でも出てきております。

当然、これは、もう、地形を見ればですね、細かく調査するまでもなくですね、実際に、これまでも、以前から水力発電というのは、各地でまあ、こういう火力発電とか、そういう物ができる前には、つくられてきたわけで、そういう所ができていてこいうのは、ほとんどまあ、山の険しい所の、山、大きい、高い所で、水量がたくさんある。その水を利用しての水力がつくられて来ているのを見ればですね、なかなか佐用町のような、この里山と言われるような感じの所では、そういう、個人1軒の家が作るような水が、作ることはできるんかもしれませんけれども、まあ、行政として、町として、そういう発電に取り

組むという環境ではないというのが、これまでの見解です。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 小水力やる場合に、町長言われたように、電気事業法や河川法の、その水利権なんかも、今まで問題とされてきたんですね。今まではそうだったんですけども、それから、自然環境保護法や農地法や森林法。小水力やるんには、法的にも、いろんな申請なり手続きをしなければならない。今まで難しかったんですけども、今回の原発事故をきっかけとしてね、その、やっぱり、政府としても自然エネルギーの方向になってますから、やはりやりやすいというふうな方向に進んでます。

それから、電気の買取りの法案が、この国会に出されて、今、電気の買取りは、太陽光だけ、電気事業者が買い取るにはね、だけですから、全部、新エネルギー全部に、その買取りを広げようという法案も、今、提出されているようですから、それで、そういう政府の方針なりも変わる中でね、やっぱり、今までは、そうだったんですけどもね、小水力、佐用の、そのポテンシャルは少ないということではね、技術的にも、ドンドン、ドンドン革新されていって、その今、小さい、大きな、どう言うんかね、小水力発電、今まででしたら、水車、大きいなん回すんとかね、それをギアなんかの、ギア比なんかがあって、水量を、より引き出せるような、そんな技術もね、水車の技術も大分進んでいるというようなことですから、あんまり、その落差が大きい。佐用町でも、その佐用町の千種の町境からね、その一番下の久崎ぐらいまでいく間には落差が大分あるわけですから、まあ、それまで全部、水路をずっと引っ張ってくるということではないですけどもね、その、少しの落差でも大きな電力が生めるような、そういう技術も開発されてますから、それ、今までの、今までのを踏まえた、その研究の成果が、今の時点では、そうだと言われるんですけどもね、もっと、その技術革新があった場合に、もうちょっと、小水力についてはね、私、佐用町で、太陽光に次ぐ、もう2つな自然エネルギーを、佐用町は持っていると思うんですけども、もうちょっと、その研究をね、今後も続けていかれたらと思うんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、この度のですね、やはり原発の、この事故、これによって、国の、このエネルギー政策、基本的には、いろんな規制していたような問題もですね、できるだけ緩和をして、新たなまあ、エネルギー、自然エネルギーの、また、取り組みがしやすいようにしていくという方向が変わってくると思うんですね。

だから、先ほど言われたような、これまで、規制が、なかなか厳しかったものも解消されれば、そういう面では、事業はやりやすくなるでしょうし、もう一方では、新たにですね、技術革新ですね、これはやっぱり、いかに今の、潜在的に持っているエネルギーを、実際、生活に使えるような電気、エネルギーなりに替えていこうという努力ですね。これはまあ、これまでも、いろんな形で、まあ、技術革新というものがされてきていますけれども、更にも、そういう技術が開発されてくるということだと思います。

当然まあ、そういうことで、そういうエネルギー対策における、いろんな諸条件という

ものですね、これ、ドンドンと今、変わって参りますから、そのへんは、引き続いて、当然これは、町としても十分に、情報収集と研究をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 次に、太陽光について伺いたいですけれども、太陽光まあ、先ほど、町長の第1回目の答弁の中で、ソフトバンクの孫社長なんか、その事業に乗り出したという、まあ、全国的に、報道されてますけれども、それ以前に、その、この原発の事故が起こる前から、先進的な、そのメガソーラーの基地みたいなところで、やっておられるのが、群馬県、最近の着手された所ですけれども、群馬県の太田市という所があります。工業団地に発電出力1.5メガワットのメガソーラーを市単独で設置。今まで、県なり、その電気事業者と一緒に共同でやっていた所が多かったんですけれども、この太田市いう所は、市単独でメガソーラーを設置すると、事業費を市の予算で確保すると。こういうふうな、11年度、まあ、今年度ですね、に着手して、ゼロ12年3月までの完成を目指す。発電した電力を地元へ供給する。こういうふうなね、ずっと、地元にある、その自然エネルギーを、これまで取り組んできた。市単独でも、こういうふうなね、やっている所があります。

ですから、その太陽光についても、技術革新がある中で、佐用町としても、これ、私、先ほど言うた、小水力と太陽光は、1つの自然エネルギーの佐用町の柱になると思うんですけれども、太陽光について、もっと積極的にね、研究するなりということは、今まで、今までの研究は踏まえて、先ほどの答弁でしたけれども、今後の小水力と同じように、太陽光についても、もうちょっと研究される。先ほど、政府の方の、国の方の補助金なり、それから法改正もある中で、そういうふうな、もうちょっと研究するという事はどうですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私は、まず最初に、佐用町におけるですね、今、考えられる、この自然エネルギーの柱になるのは、やはり、この太陽光と、それともう1つは、この山、森林資源ではないかと思っております。はい。

なかなか、小水力については、難しい面もあるかということを感じているわけですが、その中で、太陽光発電。これも今現在ですね、そういう、いろいろな電気事業法なんか、法律も変わったり、また、政府の指導によって、買い取り価格等が義務付けられたりですね、いろいろと、環境整備が、整えられてきて、まあ、民間企業なり、そういう自治体なんか、参入していくような条件整備、状況が生まれてきていることは知っておりますし、まあ、これは災害以前からですね、佐用町としても、まあ、そういう太陽光発電のメガソーラーと言われるようなですね、いわゆるまあ、もう、この1つの事業として取り組めるようなことができないのかという研究もして、まあ、業者に、そういう企業にも来ていただいて、話も聞いております。

まあ、1つは、前にも、ちょっとチラッと話ししたことがあるかもしれませんが、

まあ、現在、災害の後の河道改良工事ですね、河川の改良工事で発生する土砂の処分場としてですね、広い土地を今、造成ができあがるということです。また、既にまあ、高速道路の残土処分の中ですね、かなりの広い土地も保有をしております。そこにもかなりの大きな法面もあるわけです。だから、まあ、そういう所を、どれくらい使うことによって、そういうことが、事業が可能なのかということも、当然、検討もしております。

ただまあ、やはり、町が、事業として行っていくという上で、これは、やはり町民の、いろんな税金、公金を使うわけですから、採算性なりね、将来の町の財政ということもしっかりと踏まえた上でね、捉えて、考えていかなきゃいけないという責任も、私は、持っておりますので、国として、まあ、今後のエネルギー政策、今後、どのような形で打ち出されてくるのか、そういう中で、そういう、国、条件、できるだけいい条件の中でね、まず、こういうエネルギー問題にも取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っておりますので、当然まあ、今後とも、引き続いて研究をして参りたいと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） まあ、町長、先ほど言われたように、僕、私もね、その、残土処分地の、秀谷の処分地で、11万、11万余りの、11万平米。それから、申山で、長谷申山で5万平米ですかね、の、その平地だけで、それくらいできます。まあ、土地の形のその、曲がっているとか引っ込んでいるとかあります。そこに、1列の四角い物の、あんまりその、11万とか5万平米が、そのまま太陽光パネルに、並べられるということではないと思うんですけども、まあ、少なく見積っても10万平米ぐらいの、それから法面も入れたら、もっとね、10万平米、まあ、そのぐらいでしょうかね。だいたい5割ぐらい。さっぴいて言うところが、太陽光パネルにしたら、もう佐用町で、おそらく、その自然エネルギーを使った割合、電力の割合というのはね、その秀谷の残土処分地にパネルを敷き詰めるとか、申山のパネル、太陽光パネルで、大分その、なると思うんですけども、そのへんの具体的な研究は、今、町長言われましたけれども、具体的な研究は、今のところ、どういうふうなんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これはあの、具体的な研究と言っても、今、だいたい、どれぐらいの、何メガの発電するためにはですね、どれぐらいの土地が要るとかというのは、もうだいたい分かっていますから、例えば、今回の秀谷の処分場が完成すればですね、12ヘクタールぐらいな、12万平米ぐらいな土地が、平地ができる。まあ、そこだけを使ってもですね、いわゆるまあ、メガソーラーと言われるですね、1万キロワットぐらいな発電能力のものはできるということは、それは、これは、そんなに研究と言いますか、議論、いろいろと詳しく調査しなくても、まあ、だいたいの状況は把握はできるわけです。

ただ、まあ、そのエネルギーというのは、あらゆる面で、その大きな、全てのものの根幹というのが、基本的なものなんですけれども、佐用町として、例えば、その電気を発電することによってですね、そのエネルギーで全部、賄えて、町民の方に、安い電気が供給できたりですね、すれば、一番いいんですけども、そういうわけではないんですね。

ですから、その、太陽光発電というのは、その地域の、いわゆるまあ、雇用とかですね、そういうものへの波及効果というのは、あまり考えられないんですね。広い土地を使って、いわゆる、ここに、今も計画に挙がっているように、海岸ぶちでは、ああいうごみの処理施設ですとか、まあ、一般的にこう、使えないような土地。また、孫さんが言われているような休耕田とかいうんで、そういう今は使えないような物を利用してというようなですね、中で、まあ、取り組んでいこうというようなことが、まあ、一番、取り組みやすい状況なんですけども、まあ、ただ、佐用町が、今、保有して、また、これからも造成していく土地というのは、それほど、町の、その土地に対しての投資が、大きな投資をしておりますから、いわゆるまあ、安い、言わばまあ、ほとんどまあ、実質無料、ただでできたような所がありますから、まあその、今後の、そういう協議の、研究の中でね、それが、どうしてもいいと。必要だということで考えていけば、考えやすい条件には、佐用町の場合もあろうかというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） まあその、国の方の方針が、ほんまに、その転換期ですからね、どうなるかというようなことが、分からないと思います。

電気事業法なんかでも、ややこしいのは、事業用電気工作物の維持とか、保安規定とか主任を置かなあかんとか、工事計画の事前提出。こんな難しいまあ、その電気事業法だけに限ってはね、こういふうな、直接、太陽光パネルを使って各家庭、佐用町の家庭に配信するというのではなしに、やっぱり今の段階でしたら、関電に、その関電の電気網を使って、その関電に売電するという、それで間接的に町民の方に、その、売ると。だから、1つの特別会計みたいなものが想定されるのかなとは思うんですけどね。町が、そういうふうなパネルを事業主体となってやって関電に売る。その売電の利益を町民の人に還元すると。そういう、企業みたいなね、特別会計みたいなことになるのかなというふうには思うんですけども。

それにしても、法律が変わる中でね、直接町民の人に、全部の佐用町民の人に、一戸に、全てがね、佐用町で賄える。自然エネルギーで賄えるようなことになれば、そういうふうなことも、将来的にね、夢ある展望を持ちながら、そういうふうな政策も研究して、エネルギーについては研究して、今後また、その、国が直ぐ政策の、直ぐついていけるようにね、佐用町の今ある自然エネルギーの状況もしっかりつかんだ上で、やっぱり直ぐ、国の政策に対応できるような、そういうふうにしていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういうご指摘のとおり考えて、今、やっております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） 次に、ごみの減量化について伺います。

にしはりま環境事務組合では、市町負担金について、熱回収施設及びリサイクル施設の維持管理経費の総額を、各市町より前年度中に搬入されたゴミの総重量の比率により按分するとしています。これにより、ゴミを少なくすれば町の経費も少なくて済みます。そこで伺います。

1、22年度の各構成市町のごみ質種類組成分析はどうなっているか。

2、ごみの分別、リサイクルなど先進的に取り組んでいる自治体に、名古屋市、徳島県上勝町や山形県長井市、栃木県茂木町などがあるが、本町ではどうごみの減量に取り組むのか。

3、ごみの減量化に向け町民の協力を、どう得ていくのか、伺います。

議長（矢内作夫君） はい、2問目答弁、町長。

〔町長 挙手〕

町長（庵途典章君） それでは、2問目のごみの減量化についてのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、22年度の、にしはりま環境事務組合構成市町のごみ質種類組成分析のご質問でございますが、環境省の通達で、ごみ焼却施設のごみ質分析検査は年4回以上と定められており、構成市町の3市2町も法令に基づき検査が実施されております。構成市町の3市2町においての分析については、今、ありませんけれども、佐用クリーンセンターでの22年度の実施結果は、ごみの組成分析6項目について、4回の平均値で、紙・布類が52.7パーセント、ビニール・ゴム類が27.1パーセント、厨芥類で7.6パーセント、木や竹類です、木質の物が5.7パーセント、また、不燃物が4.3パーセント、その他で2.6パーセントというのが、主なごみ質となっております。ごみの成分につきましては、水分37.1パーセント、灰分9.8パーセント、可燃物が53.1パーセントというふうになっております。

次に、本町における、減量化の取り組みのご質問でございますが、近隣市町でも、ごみの減量化に取り組まれておりますが、佐用町では現在、家庭から排出されるごみは可燃ごみと不燃ごみの2分別のみで、多くは廃棄物として焼却処理をしておりますが、25年度には、にしはりま環境事務組合に移行、しますと、分別方法も根本的に変更することとなります。

まあ、今後の取り組みといたしまして、ごみの分別により焼却量、埋立量を減らすことで、処理経費の削減と、最終処分場の寿命を1年でも長くできるように住民の理解と協力を図っていきたいというふうに思います。また、生ごみ等におきましては、コンポストによる堆肥化について、今後、更に進めるなど、進めていきまして、まあ、ごみの減量化と同時にCO₂の削減など、環境に配慮した取り組みを行っていくことが重要であるというふうに考えております。

次に、ごみの減量化に向けて、町民の協力についてのご質問でございますが、この問題に対しては、まず一人ひとりがごみを減らす。リデュース。まあ、できるだけ物を捨てずに再利用する、リユース。資源として再生利用するリサイクルという、いわゆる、ごみを減らすキーワード、3Rの推進をしていくために、町広報や佐用チャンネル等を活用して町民の方々に、分別と再資源化についての情報提供と協力をお願いして参りたいと思っております。

また、にしはりま環境事務組合が建設中の熱回収施設とリサイクル施設の平成24年度

末の稼働に合わせて、ごみ分別収集の具体的な取り組みは、まあ、全集落を対象にした説明会の実施、町広報や佐用チャンネルの活用、また、分別パンフレットとカレンダーの全戸配布などを行い、ごみの分け方、ごみの出し方について、各自治会で十分に話し合っていたいただき、理解と協力をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、簡単でございますけれども、この問題に対する答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2問目再質問、5番、金谷君。

5番（金谷英志君） ごみの組成分析については、佐用町分だけということですが、その、たいていまあ、構成市町については同じような構成が見られると思うんですね。一番多いのが紙、布類で、2番目がビニール、それからゴムや皮革類。それから、厨芥類、これが、各構成市町、私、調べた所では、構成市町で、上郡町なんかは、やっぱり生ごみなんかが、割と多いような分析なんですね。

ですからまあ、割合、その傾向としては、だいたい紙が多くて、次にビニールなんが多いということなんですけれども、その、燃やすごみ、まあこれ、可燃ごみですから、燃やすごみの中で、もっと分別していくというようなね、住民的にはその、ややこしい、ごみの分別を何種類も、35種類とかいうところもやっておるんです。瓶についても、大きさによって違うとかね。いちいちその、包装紙についても、側のビニールと紙と分けるとかね、そういうようなこともやっているところも、ごみの分別して、減量化、徹底しようと思えばね、そういうふうな、町民的理解も得ながらね、ややこしいですけど、分別の協力してくれというようなことも、訴えていかなあかんことだと思うんですけれども。

1つ、例で挙げているね、ここでは、上勝町、まあこれ、いろいろ話題になる、その、農業面で、彩なんかやっている所が、ごみのところでも先進地なんですね。この上勝町、2,000人ぐらいの、人口2,000人弱の町ですが、その中で、ごみ処理場を、自分とて、自前で持っていないです。ですから、他の市に委託。最終的な処分は、委託するようなことがあるんですけれども、その中で、やっぱり一番、上勝町では問題になったのは、住民の理解なんですね。これだけ分別して、ごみステーションも町内1箇所というようなことではね、持って来るんにも困るだろうというようなことも、当初出たそうですけど、やっぱり住民に説明する中で、こういうふうなごみの減量化に協力してくださいという中で、先ほど、町長、町民的理解については、全集落対象にした、その、説明会とか言われました。その前段階で、いよいよ、にしま環境事務組合で、佐用町は取り組もうとしている中で、分別についてもね、それから収集についても、その、1回、説明会じゃなしに、町としても、こんなことをしようとしていますとかね、こんだけの理解をして欲しいということでしたら、ある程度、もっと情報の提供をね、その段階でも、ずっとしていくべきだと思うんですけれども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然あの、説明会とあって、町民の皆さんに、いろいろとお話させていただく内容はですね、ただ、ごみの分別の仕方とか出し方というのは、最終的な話で、なぜ、こういうふうな取り組みをするのかというね、まあ今言われた、ごみの経費の削減

もしなきゃ、処理の削減もしなきゃいけませんし、まあ、環境問題もありますしね、そういうことも含めて、きちっと説明を、今度、ドンドンしていくということだというふうにご理解いただきたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） その、今ある、にしはりま環境事務組合の中では、1つの方向みたいなのも出されているんですけども、その環境事務組合では、分別収集の施設の受け入れ態勢についてとか、収集についてとか、施設の受け入れ態勢とか、いろいろ話し合われているようですけれども、それで、その環境事務組合が統一した、その態勢とかね、そういうことでしょうけれども、ごみ量に応じた、その経費を按分するということですから、佐用町としても、ドンドン、それ、最初の質問で出したように、ごみが少なければ、少なくなるほど経費は少なく済む。町民的な負担も少なくて済むということですから、そういうことも、町民の人に理解していただいて、減量化にもっとやっていきましょうというふうな方向なり、また、危惧しているのはね、よく全国的なこと、傾向なんですけれども、こうして大きなごみ処理場をつくったら、そこで、ごみ処理能力は、十分あるからね、そのごみの分別なんか、いちいちしなくても燃やせる。まあ、熱回収というん、というふうに言われますけれどもね、処理できる能力があるさかいに、その、あんまり分別もせんでええ。ごみも減量化にせんでええというようなね、傾向があるんです。

その、にしはりま環境事務組合で、89トンの日量の規模は、それを、人口減って行く中で、それは、規模としては十分やっていけますから、処理能力があるから、ごみの減量化に、それを、どういうふうに、それでも町民の人に、どういうふうに説明していかれるんですかね。町長。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 施設の処理能力があるから、それは、いくらでも、それは処理能力の範囲内です、ごみ出してくださいというような話では、当然ありません。

ごみのですね、処理能力があっても、それだけの能力があっても、その減量化すれば、施設の、その運転経費も削減できるわけですし、また、その施設の寿命もね、長く使えるわけで、そういう意味で、町民の皆さんにもですね、これから、ごみの分別の中での説明、先ほど、言いましたように、ただ分別の仕方とか何とかじゃなくって、こういうことによってごみの減量化をしていくことによって、経費の削減にも大きくつながりますよという話とかですね、当然まあ、施設のまた維持にも、非常に長く使える。余裕があって長く使えますよということ。そういうことも、当然含めて、説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、まあ、にしはりま環境事務組合です、その、この組合構成町の経費の負担について、取り決めをする中でもですね、先ほど、指摘にも、質問にもありましたように、そのごみの排出量によって、それを分担するという。これは、いわゆるもう、どこの町もですね、市町も、できるだけ、ごみの排出量を減らす。これが、その人口比でありますとかね、まあ、一律の前提でやりますというようなことにしてしまうとですね、努力しなくって、何ぼでも、出した所の負担も、一生懸命ごみ負担した所も同

じだという。削減した所もね。まあ、そういう結果になるので、そういう負担率の、負担の割合についても、そういうやり方でやりましょうということを決めたところですから、それは、そういう趣旨でもってやっておりますのでね。はい。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） にしはりま環境事務組合で進めているのは、熱回収施設。当初は、循環型社会の拠点施設と言うてたんですね。その、要するに流れをね、循環させる。熱回収、熱回収、まあ1つの、これも全国的な傾向なんですけど、熱回収施設と位置づけている以上ね、熱を回収するためには、その原料というのは何か。当然、ごみですわね。熱回収するために、ごみを持って来なさいという傾向もあるんですね。実際に。

ですから、その立ち位置というか、スタンスですけれども、熱の回収に重きを置くんか、やっぱりごみ処理施設は、ごみ処理の施設として置くのか。

今、にしはりま環境事務組合で、熱回収の、その割合というかね、ごみを燃やして熱回収した、そのパーセントは、いくらなんでしょうね。いくらぐらいあったらということなんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 今、ここに資料持ってませんけれども、10何パーセントぐらいじゃなかったかと思うんですけどもね。

ただ、その熱回収というのは、いわゆる、今までこう、無駄に放出したものを、できるだけ回収しようということで、熱回収が目的ではないわけですから、少なくともまあ、そういう、その焼却をして処理する中での発生した熱を、また、それは、活用、利用しましょうということ、今回の施設においてもですね、発電施設を設置しておりますけれども、それは、そこで、発電するだけの、その熱量が取れないから、かえって、いくらでもごみを持ってきて、余分なごみを持って来てね、そこで発電をしましょうということではない。まあ、その発電によって、どれだけ収益が上がるかと言ったら、それは、その施設で使う電気量の何分の一かを賄っているというだけであってですね、売電をしたり、そこで収益を上げるという施設でもありませんので、そういう考え方でやっております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 施設の名称が変わって来た段階で、まだ、未だに熱回収施設という位置付けですからね、それは危惧するいうとこで置いておきますけれども。

その生、そのごみの中でね、厨芥類、その佐用なんかでは、その7.6ですから、全体としては少ないですけども、水分が多いですわね。37パーセントですから、まあ、可燃物の中で、生ごみの占める割合の中では水分が、やっぱり多いと思うんですね。こんだけ、37パーセントが水分ですから、その中で7.6パーセントの厨芥類があるわけです。生ごみ

をもっと減らすことによって、水分を減らす。先ほど、町長言われたように、炉自体の延命も図るとというのが、長寿命化も図れるということなんです。生ごみの減量化。1回目の答弁では、コンポストなんかの、それを、もっと進めていくということでしたけれども、この最初の答弁で挙げている、長井市なんかは、レインボープランと言うて、前も一般、提案したことあるんですけども、町全体で生ごみと、それから剪定した木屑とかね、それから、山の下刈りのんとかね、そういうようなんも全部含めて、先ほどの質問にも関係しています、バイオマスみたいなことをして、その肥料にしているんです、それは。電気を起こすんじゃなくて。そういうシステムをつくっているという。そしたら、ゼロになるんですね。生ごみは、もうゼロです。もう一切可燃物として、ごみ処理場には、持って行かない。そういうシステムを作っているところもある。各家庭で、その、私とこの辺でしたら、それこそ、畑にですね、コンポスト置いて、ずっと行けばいいんですけど、佐用町全体として、もう生ごみをゼロにするような、コンポストで、それは、できるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） この分析の中で、佐用の今のごみですね、生ごみが、ある程度、他と比べても、平均的なものから比べれば少ないというのが、これはやはり、地域の環境の面が非常に大きいと思いますね。

地域に、まあぐるりに、田んぼや畑があり、また、長年、町としても、コンポスト。生ごみの処理というのを推進してきてですね、ほとんどの家が、コンポストを設置されていると。そういう所で、いわゆる、その家庭ごとにですね、コンポスト。堆肥化をしているという現状があります。

たから大きな施設をつくって、一箇所に集めてやるのではなくって、そういうできる所は、そういうやり方というのは、一番まあ、効率的ですね、経費も掛からずにいいんじゃないかなということは思います。

ただまあ、その生ごみだけではなくてね、先ほど、お話のように、まあ、山の、そういう雑木みたいなものもありますけども、今、道路の刈り取った草とかですね、まあ、公園なんかの草。植木の剪定した、そういう枝とか、そういうものをですね、一緒にまあ、コンポスト、処理をしていくという、こういうことで、今、産業廃棄物として、相当たくさんのお金払ってですね、処理していただいて、が、掛かっているのをね、まあ、あの、この辺は、地域の農業なんかとも、有機農法、また、そういう野菜づくりなんかにも役立てていくというね、ことも含めて、そういうコンポスト。幅広い意味での大きなコンポスト化という事業も、これも1つは考えられると思っております。

ただ、あの、ごみなんかについては、まあ、これはまあ、地域によっては、都会なんかでは、なかなかコンポスト置く所ありませんし、そういう所でも、ごみをそのまま、バイオマス。発酵させてですね、それでまあ、ガスを発生させて、それで、まあ、いわゆる電気、発電をするというような、ことを取り組んでおられる所も京都にもありますし、まあ、朝来の方の施設も、そういうことでやろうということで、計画は進められましたけれども、結局、最終的に頓挫して、今、計画中止になったようなことも聞いております。

なかなか家庭ごみの場合ですね、まあ、どうしても、その純粋な生ごみだけじゃなくって、そこにまあ、ビニールとかですね、いろんな物が入ってくるんで、それを、そのまま使うというのはね、現実、そういう具体的な事業になってきた時には、難しいということも、十分知っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、金谷君。

5番（金谷英志君） 以上、2つ質問しました。ごみの減量化に取り組んでいただくことと、それから、自然エネルギーの研究も、今後、進めていただいて、国の政策に、直ぐね、対応できるようにお願いして、質問終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、金谷英志君の発言は、終わりました。
ここで、暫時休憩をしたいというふうに思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、異議なしと認めます。
再開を、午後3時10分とさせていただきます。

午後02時48分 休憩

午後03時10分 再開

議長（矢内作夫君） はい、休憩を解き会議を続行します。
続いて、7番、井上洋文君の発言を許可します。

7番（井上洋文君） 7番、井上洋文です。

今回、私は、3点の質問を行います。

第1点目は、学校施設の防災機能の向上についてお伺いいたします。

本町においては大規模災害の発生時、主に学校施設が住民の避難所に指定されております。そのために、耐震性の確保だけではなく、食糧、生活必需品等を提供できるように必要物資を備蓄するなど、避難生活に必要な諸機能を備えることも求められます。

この度の東日本大震災でも、多くの住民を学校施設が避難所として被災者を受けいれている状況が、毎日のようにテレビに映し出される一方、当然のことながら、学校施設は、教育施設であるため防災機能の整備が不十分なため、避難所としての使用に対しては、仕切りもなく不便や不都合が生じております。

平成19年に新潟県中越地震を経験した柏崎教育委員会が、被災時に避難所となった学校を対象に、避難所として学校に必要な物を、学校関係者に聞き取り調査したデータがあります。それを見ますと、学校施設で避難生活をしていく上で、様々なニーズが存在することが分かります。

本町においては、いち早く耐震化工事に取り組み、本年度の予算で達成率100パーセントになりますが、耐震性の強化だけではなく、避難所としての防災機能を備えた学校施設とする取り組みが必要ではないでしょうか。

そこで、避難所となる学校に必要な諸機能の一部を列挙し、本町の避難施設にも求めますが、町長にお伺いいたします。

イとしまして、1、電話やFAX。2、テレビ・テレビ配線、ラジオ。3、自家発電施設。4、冷暖房施設。5、洋式トイレ、避難所用の直接給水。6、仮設トイレの照明。7、シャワー。8、掲示板。その他、入口段差解消、電源コンセント、小部屋、間仕切り、学校

と運動場の仕切り、ござ、網戸、配膳用のテーブル。

口、救急医療用品や照明器具などを入れる防災倉庫の設置。

以上、第1点目の質問を行います。

議長（矢内作夫君） はい、町長、1点目の答弁願います。

〔町長 挙手〕

町長（庵途典章君） それでは、井上議員からの最初のご質問、学校施設の防災機能の向上に向けてというご質問に対して、お答えをさせていただきたいと思えます。

先般の佐用町防災会議におきまして承認いただきました佐用町地域防災計画では、避難所となる施設は、浸水対策やバリアフリー化を行うとともに、そこが避難所であることが誰にでも分かるよう誘導看板等の設置に努める。避難所には、災害時においても避難生活ができる設備。避難者のスペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等の整備をするなど、計画的な施設整備を推進するといったしております。

今、議員も述べていただいたとおり、本年度、耐震化工事を予定しております三日月中学校特別校舎棟を最後に、佐用町の学校施設、全ての耐震化が完了するところでございます。

議員のご指摘の、避難所の施設・設備の諸機能の充実につきましても、耐震化と同様に、防災計画に示しておりますとおり、その必要に応じて、計画的に、今後、整備をしてまいりたいと考えております。

また、物資の食糧につきましては、住民の皆さんに3日分の現物備蓄をお願いしているところでございますが、町の指定避難所等におきましては、毛布を30枚から60枚。また、アルファ米50食などの備蓄も、既に、いたしているところでございます。

以上、非常に簡単でありますけれども、最初のご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、7番、井上君。

7番（井上洋文君） 午前中の新田議員に対しての質問等でもございましたけど、答弁でもございましたけれども、まあ、学校施設につきましては、各集落の、この避難所と違ってですね、ある程度、そのまあ、長期になるということの、まあ、町長の答弁がございました。それから見ますと、今、私、列挙しましたようなことがですね、まあ、必要になってくるのではないかと思うんですけれども。

それとまあ、佐用の小学校等ですね、行かせていただきましたら、やはり新田議員も指摘しましたように、やっぱり階段等がなくてですね、要援護者の方。特にまあ、高齢者の方等については、やはり避難しにくいというような場所も多々ありますんで、その点まあ、1つよろしくお願ひしたいと思います。

それで、1点、ちょっとお聞きしたいんですけれども、佐用のことばっかしになるんですけれども、避難所、学校ということで、指定されておるんですけれども、佐用の場合は、佐用高校もあるわけなんですけれども、そこら、高校とのですね、学校間の、そういうふうな、避難に対しての提携とか、というようなことは、どんなんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、施設そのものは、非常に大きい施設ですから、当面の地域の人が、方がですね、避難していただくには、佐用小学校の避難所ということで、それは、ボリューム的には間に合うんかと思っておりますけども、ただ、今、ご指摘のように、佐用小学校の体育館ということで、佐用小学校の体育館、まあ、2階建てになっているわけですね。そこらあたりが、ちょっと今まで配慮が足りなくて、あそこ、小学校と同時に町民プールがまあ、一緒にまあ、併設されております。で、町民プールの方はですね、1階にまた、トレーニングルームなんかもあるわけです。ですから、そのへん、今後、その避難所の、いろいろと検討する中でですね、施設を、使いやすい所を、やっぱり利用できるような考え方。町民プールであればですね、例えば、トイレなんかも、もうトレーニングルームの側に、トイレもあるわけですし、まあ、そういう形で、ちょっと見直しをしなければいけないなという、私の方からも指摘をしております。はい。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 分かりました。

あの、先ほどの、あの、答弁の中に、今後、いろんな面について、設備をしていくということでございましたけれども、私の口の問いにですね、救急医療用品や照明器具などを入れる防災倉庫みたいなものをですね、作っていただくというようなことは、どんなんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まああの、避難所にですね、備えておくべき、今後、備蓄する物。まあ、こういう物を、もう一度まあ、順次整備するにしてもですね、どれぐらいな量になるのか、そういうことも、やっぱり予測して、まあ、検討した中で、そういう場所を確保する。どういう形態、形にするのか、そこで考えていくべきだと思っております。まあ、倉庫と言われるほどの大きな物が必要なのかね、ロッカーのような形で、一応、どこかできちっと管理をして、直ぐ使えるような状態にしておくことで済むのか。1箇所に全ての物が、分散するのではなくて、例えば、大きな物、外で使うような物については、当然まあ、例えば、非常の発電機等なんかも、当然今後、考えなきゃいけないなと思うわけですけども、そういう物なんかは、また、置く場所をどこにするとかですね、まあ、そういう施設、設備によっても、置く場所もいろいろと違ってくると思うんですけども、まあ、防災倉庫というまでの大きな物が必要かなというふうに、私は、ちょっと今のところは、その辺は、検討しないとお答えができません。はい。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） それとですね、先般も、各学校に問い合わせしたわけなんですけれども、まああの、特にまあ、学校施設ということですね、やはり学校の教職員が何を備蓄しているかというようなこと。毛布と、それから食糧、一部あるわけなんですけれども、そういうことすら、徹底がされてないということを感じたわけなんですけれども、そこら、教育委員会としてどんなんですかね。そういう面について、やはり、きちっとした、連絡がなされているのかということと、やはりあの、学校で避難者を受け入れた場合に、これは職員がするわけですか。それとも、学校の教職員が対応に当たるわけですか。そこら、明確にされているわけですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） まずですね、学校側との連絡調整ですけれども、今、新たな防災計画、最終では決まっておりますけれども、当初の初動配備、それを含めて、全体で今、検討をしているところなんですけれども、ほぼ、教育委員会側の、教育部門では、メンバーが揃っているんですけれども、その調整と学校の担当者との調整会議を近々に持っていく予定にしております。

それと、配置につきましてはですね、避難所の鍵等は、先生も持っていただいておりますけれども、担当者をつけております。担当者が鍵持っているのと、先生が持っているのと、早く開かれる方が、とにかく開けるということで、まず、開けていただくのが、学校の先生であれば、次は、避難所の担当は、1名ないし2名、それがつけるように、教育部門の中で、職員を配置しているところでございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） そうしますと、あれですか。その避難した、そのメンバーについては、やはり学校が責任を持って対応していくということですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 最初のね、鍵を開けていただく所は、まず先生がおられれば、先に開けていただいております。行政側の担当と、また、教育部門から別にですね、応援態勢もっておりますので、2名ぐらいな態勢で、避難所の管理運営を教育部門でやるという形に、今、進めております。

〔町長「先生じゃなくて、職員かということ（聴取不能）」と呼ぶ〕

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいません。先生じゃなくて、行政の職員が主で、避難所の運営は行って参ります。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 分かりました。

もう1点、お聞きしたいんですけども、やはり教職員にですね、特にまあ、徹底をしていただいて、やはり、連絡してもですね、誰がするか。また、どこに、そういう物があるかということすら分からない。職員だったか、先生だったか、連絡受けましたんでね、それは、もう一度、やはり徹底をしていただきたいと思います。

それと、町長、先ほど、答弁ありました、佐用小学校の場合はですね、の1階のプールの所を使用するということもできるわけですけども、各、10箇所ある学校等について、その段差等は、どんなんですかね。佐用のような2階になっているというような所はないんですね。後は、それで、段差も大丈夫なんですか。そこらは、どんなんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵造典章君） 各学校の、施設の大規模改造なんかも全部終わりましたですね、基本的にもう全部、そのバリアフリー化というんか、そういう段差をなくすような形はできております。

ただ、それを行くのに、ちょっと、遠回りしなきゃいけないとかですね、いろいろと不便な点は、当然まあ、最初からの計画じゃないんで、あろうかと思うんですけども、まあ、佐用だけです。2階に、あのような形で、まあその、あるのは、はい。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） この地域防災施設の整備に関するまあ、国等の財政支援ということで、まああの、特にまあ、消防庁等につきましてですね、防災対策の事業、事業債というのはまあ、これちょっと、私も読んで見ましたら、出ていたんですけども、トイレやシャワーの設置については、防災対策債というのが、この消防庁の方から、制度があります。また、グラウンド等への夜間照明等の設備については、防災対策事業債、これも消防庁。それから、電気ということで、自家発電装置等の設置ということで、これも防災対策事業債で消防庁。

それから、発電施設の整備ということで、まちづくり交付金の、国土交通省。

それから、浄水型プールの整備ということで、公立文教施設整備費ということで、文科

省。

それから、プールや井戸への浄水器の設置ということで、防災対策事業債と、消防庁と。

それから、要援護者対策としてバリアフリー施設の整備ということで、公立文教施設整備費、整備債、整備費か、文部科学省。

それから、備蓄倉庫の整備ということで消防防災施設整備費補助金ということで消防庁等もありますんでね、ひとつあの、早急に検討していただいて、先ほど、町長言われたようなことについて、整備をしていただきたいということで、お願いいたします。

それでは、第1点目につきましては、町長、整備するということでございますので、これぐらいで、質問終わらせていただきます。

それから、第2点目につきましては、佐用川上流の堆積土砂及び危険物の撤去についてお伺いいたします。

緊急河道対策が始まり、いたる所で復旧、復興の兆しが見えてきております。佐用川上流、石井地内におきましても、次々と護岸の復旧工事が完成してきておりますが、しかし、先日の大雨による増水で越流した箇所も見受けられました。こういう所は、土砂の堆積が多く、自治会からも撤去の要望書が提出されております。

また、河川に、倉庫が倒れかかり、使い古し電柱やトタンが倒れかかって景観を害するだけではなく、二次災害の危惧をする所もあります。併せて、撤去の計画は、どのようにされておられるのですか。町長にお伺いいたします。

以上、2点目の質問を行います。

議長（矢内作夫君） はい、2点目について、町長、答弁。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） それでは、2点目の佐用川上流の堆積土砂及び危険物の撤去についてというご質問でございますけれども、議員ご質問の佐用川上流域の奥海では、5月11日の増水で、農業用取水堰等による洪水のせき上げが原因となり、道路等の一部が浸水をし、一時県道が通行止めとなりましたが、幸いにも人家への被害というのは生じませんでした。

また、県が管理する河川の堆積土砂の撤去については、それぞれの自治会からの要望も上がっております千種川、志文川、大日山川、庵川で、治水上支障のある箇所から順次堆積土砂の撤去を行っていただいております。

一方、河川に倒れかかった旧電柱やトタンについては、所有者が、基本的には撤去するものであり、河川管理者である県では、所有者に対して、これまで撤去の要請、指導を行っていただいております。今後は町といたしましても、県とともに早期に撤去に向けて所有者に働きかけていきたいというふうに考えております。

以上、簡単ですけれども、この問題に対する質問のお答えとさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2点目、再質問、井上君。

7番（井上洋文君） この撤去の件から、ちょっとお聞きしたいんですけれども、これはあの、所有者がまあ、撤去すべきだということを、町長、今、答弁で言われましたけれども、これあの、最初に、この倉庫を建てる時にですね、川ぎりぎりに、護岸ぎりぎりに建

ててですね、そしてその、水が来たら、崩れてしまうというような所には、建ててないわけですね。5メートルか6メートル引いて、あの南には、農道が通っておってですね、そして、その向こうに、やっぱり、その倉庫を建てておったわけです。

ですから、水が出る度に、あそこが、段々、段々とですね、侵食されて、そして、倒れていったということですから、これ、所有者にですね、撤去をさせるということ自体が、ちょっと無理な話じゃないかと思うんですが、そこら、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 後、ちょっと担当の方が、また詳しくは説明する方が適切かもしれませんが、私が聞いているところでは、今、この問題になっている箇所についてはですね、河川ぎりぎりの所に、そういう電柱を建てられて、トタンで葺いて、何か、倉庫のような形もつくられたというふうに、今、聞いております。そういうことで、当然、元々、それ、河川敷みたいな所で、建てられる時点でね、もっときちっと強く指導をすべきではなかったかなというふうな反省も聞いているわけですが、今、井上議員からのお話ですと、河川から5メートルも離れたぐらいな所で建っていたと。いうことは、元々、その所有、個人の当然土地、私有地の中に建てられて、それが、今回、河川の護岸が削られて、それで、倒れて、今ちょっと、支障になっているというふうに、ちょっとお話なんで、ちょっと、担当者の方にも、また、もういっぺんちょっと答弁させますけども、この辺は、もう一度よくね、調査して、実際、かなりのこれ、量なんですね。

ですから、確かに、個人の方が除けるといっても、なかなか除けないような、非常に難しいというんかね、経費の面でも、かなり掛かるようなことも聞いておりますので、まあ、河川に、どれだけ支障があって、どういう状況になっているのか。

実際、申し訳ないんですけど、私ちょっと、これ、自分では、確認を今、しておりますのでね、後また、確認をした上で、県とも協議をして、こちらで、町としてのまた、対応を考えたいというふうに思っております。

担当者の方、ちょっと、それ以上、何かあるか。

〔建設課長「いえ、特に」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） そういうことか。
まあ、そういうことでお願いします。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） これは、私、何で言いますとね、あの、これあの、水根でもね、これ、ある人が、橋を設置してですね、そこへ16年の23号台風でしたかな、それで、流木が掛かって、大量に、土砂が上がったと。それでも、早く撤去してくれということで、再三、町の方にもお願いしたはずなんですけれども、なかなか撤去できなくて、それで、先般の21年災におきまして、また、同じように、土砂が、この田んぼの中に、大量にまあ、今回入ってしまったということなんですけれども、それをですね、いくら言っても、

町が対応してくれない。県も対応してくれないということで、まあ、最終的には、落とし
ていただいたんですけれども、そのことによって、その田んぼ等がですね、越流し、土砂
撤去しなかったらできないということで、撤去したんですけど、その負担というのは、
何回も、そこの地権者が負担をしているわけですよ。これ、町が負担してくれたらいいわ
けですけど、地権者が、この負担したわけですよ。

で、今回も、この、町か県か、また、個人の、その建てられた方かというのは、これ、
私はね、どこになったとしても、これは早くですね、こういう物は、取り除かなかつたら、
また、二次災害になるということは、これは、もの凄く、危惧されておるわけですよ。
いくら河川を、ドンドン直していただいても、この一番やっぱり難しい、こういうとこに
ついて、一番にやはり、こういう物は撤去していくべきだと、このように思うんですけれ
ども、そこらの、その町の考え方は、どんなんですかね。こういう所、先に、きちっとや
るといような考えはないんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 状況で、その危険な所をね、まず先やるというのが、優先順位で、
そういう対処を早くするということは、まあ、これはまあ、原則だと思っただけでも、
ただ、その、今、ちょっとお話聞いている中では、個人の土地の中で、当然されて、護岸
が削られてということですから、そこは、かなり護岸としてですね、当然かなり被災、破
損したり、壊れているのではないかなと思うんです。

ですから、それが倒れるとか、何とかという以前に、その護岸の方の対処をしなきゃい
けないのかなというように、私は、ちょっと、今の話からすると想像するんですけれど
ね、まあ、現地見て、既にまあ、それが、もう倒れ掛かって、倒れてしまっているのか、
ただ、私有地まで侵食してですね、まあ、そこ、護岸が、川幅が、言わば広がってしま
っているような状態で、まあ、そうであれば、それが農地であればですね、復旧ですけど
も、ただ、あそこは河川ですから、県管理の。ですからもう、河川として、そういう護岸
工事というんか、まあ、そういうその、私有地までドンドン削られていくような所だつた
ら、当然まあ、そこは護岸の、これは復旧工事の対象に、災害になりますからね。そうい
うことで、まず、対応すべき話ではないかなというふうに思います。

ですから、現地見て、私も、また県と話をさせていただきます。はい。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、よろしくをお願いします。

それ、護岸が、やっぱり侵食されておるんですけれども、その護岸を直すためには、そ
の電柱を除けなかったら直せないという現状なんですよ。まあ、現場、よく見ていた
だいて、早急に、手配していただきたいと思うんですけれども。その点、よろしいですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 先ほども、町長の方から、答弁させていただいたとおりで、まあ、基本的にはね、個人の所有という形の中でございますし、県も、当然、本人にもお話をしていたいてですね、交渉していただきよんですけども、そこらへんにつきましてもね、再度ね、県の方と調整しまして、本人の方に働きかけていきたいというふうに考えております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） それと、越流する所なんですけれども、これあの、堆積土砂が多くてですね、田んぼ等に越流しているわけなんですけれども、この件につきましても、やはりあの、この、大規模な、この河川改修が今、行われよるわけなんですけれども、このことに対して、やはりあの、上流、今、言われた庵川とか、いろんなどこ、その堆積してですね、やはり越流するような所については、やはり並行してですね、やっぱりやっていただきたいと。

と言いますと、やはりあの、この大規模改修のそこだけ、次々、次々改修が進んでいくけれども、そこらの堆積している土砂のために越流しているような所については、どんなんですか、いろんまあ、自治会から要望書等出てるんですけども、そこらの自治会に対しての、納得と言うんですかね、そういう話は、きちっとされておるんですかね。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） この奥海のそこにつきましても、まあ、昨年ですね、台風9号災害の後、災害復旧ということで、単災の部分で、県の河川で直していただいております。

まあ、僕も、現地の方も確認をしたんですけども、まああの、基本的にはですね、河床勾配も、それほどですね、変わっておりませんし、まあ、若干ですね、川の中に、転石等、やっぱり自然を守るというような形で、まあ、石も置いておられます。そこら辺が、若干影響したのかなと思っておりますけれども、これにつきましてもですね、県の方に、再度ですね、現地の方も確認していただいてですね、対応していただきたいなというふうに思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） また、同僚議員も、後で、質問等がございますけれども、ただ、その、私言うている奥海の所だけということを行っているわけではないんです。その自治会から、そういう堆積土砂がある所について、要望が出ているというような、そのことについて、どのような対応を今後されていくかということをお聞きしよんですけども。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 答弁の中にも述べておりようにですね、基本的には、緊急順位の高い所いうところについて、県の方で予算の範囲内で対応していただきようということでございます。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これは、前にも自治会の話でもさせていただいたことあると思うんですけども、一応、基準としてですね、河道の断面積の3分の1以上、30パーセント以上ですね、が、堆積すれば、それはもう県としても、直ぐ対応していくという1つ基準をつくられております。

で、まあ、町においてもですね、基本的には、そういうことで、町管理河川というのもあるんですけども、まあその、当然これはまあ、毎年、ある程度の予算化をしておりますので、まあ、課長は、担当とすれば、まあ、予算の範囲内という話ですけども、まあ、かなりの土砂が、当然今、堆積しておりますし、またこの、河道の、今、改修工事が行っている所は綺麗になっていくんですけども、それができてない所については、まだ、溜まって、堆積がそのままあります。まあ、雨が降れば、また、それが（聴取不能）に流れ出すということにもなります。

まあ、そういうことで、そういう箇所について、まあ、町としても、県にやっていただくところは、県にお願いもしておりますけども、町がすべき所は、町としても、これ、対応していかなくちゃいけないだろうということで、まあ、一応、その土砂の、そういう処分がする場所がですね、まあ一応できましたので、そういう取り組みをしていきたいなと思っております。

まあ、先般もですね、寺谷川で、河川改修した所がまた、かなり5月11日の雨で堆積してですね、非常にまあ、その、川底がもう、上がってしまいましたのでね、緊急で、そこも、土砂の撤去をですね、いたしましたので、そういう、その、危険な所については、当然、そこを見て、現状見てですね、できるだけ迅速に対応していきたいというふうに思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、あの、よろしく申し上げます。

先般、県との懇談の時にも言われておった、その堆積、土砂が堆積してもですね、ある反面、片方が堆積したら、片方が掘られているんだという話があったんですけども、何か、えらいのん気な話をされているなというふうに、私、思ったんですけども、やはりあの、せっかく、この河道、この改修してもですね、奥に堆積があれば、それがやはり流れてきてですね、段々、段々、その積もってくるというのが、これは、目に見えておりますんで、それまでに、やはりあの、上流についても、やはり、早く除けていただくということを、ひとつお願いしたいと思っております。

それでは、2点目は、これぐらいにしまして、第3点目の質問については、消滅集落の支援についてお伺いいたします。

深刻な過疎化や高齢化に悩む集落で、住民生活の維持や集落存続への支援を行うため、2008年スタートした集落支援制度は、それまでの補助金中心の過疎対策ではなく、補助人による集落の課題解決に取り組む制度ですが、消滅集落と呼ばれる若州集落のように、常時人が住まなくなり、時々帰ってくる二地域居住や、別荘が存在するため電気や水道はそのまま。このような集落が、今後いたる所で発生する可能性があると思われます。

先般も、若州集落から出ておられる方から連絡があり、水道の問題や災害についての要望を承りましたが、その方も高齢であり、いつまでも係わることができないとのこと。消滅集落にも、集落の実情をよく理解した、誰かが責任を持って見回りをするような、消滅集落支援制度の導入を考えてはどうでしょうか。町長にお伺いします。

以上、3点目の質問といたします。

議長（矢内作夫君） 町長、3点目の答弁をお願いします。

〔町長 挙手〕

町長（庵途典章君） まあ、3点目、消滅集落の支援ということで、なかなか難しい、まあ、問題です。まあ、今までだったら限界集落ということですね、そこにまあ、人数が少なかったり、高齢化、高齢者であっても、実際に居住されているということが前提にあるわけですけれども、実際に、今、ご指摘の若州集落のような形で、常時、もう人が住んでないという。まあ、そういう集落に対しての、この支援制度ということなので、まあ、そういうことを、また、考えなきゃいけない新たな問題がまあ、発生してきた状況になってきたのかなというふうに思って、この質問を受けさせていただいたわけなんですけれども、まあ、過疎化やまあ、少子・高齢化によって、本当にまあ、集落としての機能ができない限界集落から、更には人口が、こうしてゼロになってしまったと。そういう、その、全く、そこがですね、もう廃村のような形になって、住まい、誰も住んでいない、利用されていないということになればですね、なかなかまあ、そこを対策とか支援と言ってもですね、これも、また非常に難しいと言うんか、なかなかできない状況ではないかと思うんですけれども、まだ、時々帰って、残された家を管理されたりですね、別荘的な形で使われているということ。そういうこと。まあ、これも、1つのまあ、いわゆる今の課題であろうかと思えますし、まあ、行政として、どういう対策ができるのか、支援ができるのか、これまた、この集落の皆さん方もですね、今、そこを利用されている方も、どういうふうに思われているのか、そういうことも、また、聞かせていただきたいなというふうに思っているところです。

地域づくり協議会等でですね、そういう集落も含めて、皆さんと一緒に、いろいろとお話を、検討していただいでですね、そういう地域も含めた、その地域として、また、その地域の安全や、また、いろんな面での管理、維持していくための取り組みをですね、一緒に考えていく、いただくことが、まあ、まず一番こう、取り組める一番最善の方法ではないかなというふうに思いますけれども、まああの、町としても、そういう施設、例えば、これまで整備してきた水道施設でありますとか、当然まあ道路とか、そういう物の維持管理、こういう物をですね、まあ、当然まあ、必要な場合には、これを維持していかなくちゃいけないという問題もありますので、まあ、今後、こういう限界点を越えた集落と言いますかね、まあ、そういう集落について、できるだけまあ、そういう、まずは、そういう対策も必要なんですけれども、限界集落と言われているような状況の集落が、こういう限界

点を超えないような対策、支援を、そこに一番力を入れていかなきゃいけないというのが、一応、私の思いでございます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、3問目、再質問、井上君。

7番（井上洋文君） 町長、答弁ありました、限界集落が、あの、最終的に消滅集落にならないように対応していくということが大切、これは当然のことだと思うんですけども、まあ、全国で、やはりこの消滅集落というのは、4、500あるというように、まあ、お聞きしておるんですけども、これが限界集落、50パーセント、高齢化率、超えて、限界集落ということなんですけれども、その集落が、まだ、大丈夫だろう。大丈夫だろうというようになっておってもですね、ある時、突然、まあ若州もそうなんですけれども、私も、段々、段々と、その家屋の数が減って、人数が減って行って、最後に、2軒が1軒になって、しまいにはなくなってしまうというような現象が起こるのかなと思っておったんですけども、ある時点で、全ての方が、集落外に出て行かれるというような現象が起こって、あっという間に、今、消滅集落というように、まあ、呼ばれるような状況になったわけなんですけれども、これは、やはりあの、限界集落を、いろいろとまあ、手を打っていかなければいけないんですけども、目の前に、やはり消滅集落が、この佐用町におきましてもやはり、いろんな手を打ったところで、こういう所が現実に出て来るんじゃないかと思うんで、そういう時になって、どうしたらいいかということじゃなしに、やはり、今から、いろいろとやっぱり検討していくべきではないかと思うわけです。

特にまあ、何事におきましても、町としては、その地域とか、その地域、特にまあ、まちづくり協議会の中でとかというような話をよくされるんですけども、そうではなしに、やはり、そこらに責任転嫁するということではなしにですね、町として、どのようにやっていくかというようなことを、やはり決めていかなければ、やはり今、この北部においても、自分の集落だけで、ほなら他の集落を見て回るとか、その、他の集落を、どのようにまあ、管理をしていこうとかいうようなことについてですね、そこまで、やはり手が回ると言うんか、午前中、新田議員からありましたように、いろんなやはり、役をやっている。自治会長さんも役をやっているというような現状でございますのでね、町として、どのようにやっていくかということも、やはり考えていくべきではないかと思うんですけども、そこらどうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） なかなか、町がね、そういう所を全て管理をしていくということは、これも難しいというか、なかなかできないと思います。

町としては、町道、そこに整備してきた町道でありますとか、例えば、それが、既に、まだ使われているのであれば水道施設とか、そういう（聴取不能）施設を管理をしていくということが、まず、まあ1つの大きな責任というんか、役割だと思えますけれども、ただ、やはり、そこに住まわれている方。まあ、元々住まわれてですね、そこに家があって、週にいっぺん、来られて、そこに帰られる方。まあ、月にいっぺん帰られる方、いろんな、その状況だと思うんですけども、元々そこに関係いうんか、おられた方。そこに土地を

持ち、家を持ってられる方が、やはり一番は努力していただかなければ、これはできないと思います。

まああの、なかなか、そういう、今、外へ出られた方というのは、若い時に出られて、まあ、もう、草刈りとか、周辺のね、家の管理とか、なかなか、それもできないのが実際、実態だと思うんですけども、まあこういう集落という形で守っていこうとすれば、その集落の関係の人が、力を合わせるしか方法はないと。町としては、そういうことに対して、水道施設、また、道路とか電気、まあ、電気なんかは関電ですけども、まあ、そういうライフラインの維持。こういうことにね、やっぱり責任、そういう、一緒にやっていくとすれば、まあ、そういうことを町の責任として支援をしていくということで、まあ、頑張っていたいただかなければならないと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まああの、この支援制度というのは、前に石堂議員からお話がありましたけれども、この過疎債の、その特別措置法の中で、過疎債を使えるという、特別支援の意味もそうなんですけれども、こういう消滅集落の支援についてもですね、これ、適応できるんじゃないかと思うんで、誰かですね、そういう見回りをするとか、また、この限界集落の支援も、見回りと状況把握ぐらいのことなんでね、それぐらいができるような方を、まあ、作ってもいいんじゃないかと思うんですけども。

どんなんでしょうね。まあ、これから都会の方をですね、ドンドンとまあ、集落等に呼び込んでというような対策も、今後やっていかなければ、やはり段々と廃れる一方ですし、また、若州なんかにつきましては、学生が集落にも入って支援をしていくというふうなこともされておるわけなんですけれども、道路がもう、この災害によって陥没してしまったとかね、それから、立ち木が転んでいるとか、それから水道の、その施設が詰まってしまうとかいうようなことに対してですね、ほな、そういうメンバー来てするかと。まあ、外へ出ておる方が、帰って来てやれるかって、なかなかできないんでね、そこらの見回りをするというぐらいなことはですね、誰か1人が2人ぐらい置いて、やっていくというようなことも、やっぱり考えていかなければいけないんじゃないかと思うんですけども、その点、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然あの、既にまあ、実際、現在のそれぞれの担当の中で行っている部分は、たくさんあります。当然今、道路の管理とかですね、まあ、そういう面でも、建設課の方が、町道でありますから、それ今、言われた、陥没したり被災している所なんかについては、状況を見ながら、把握のためにですね、パトロールをしておりますしね、ですから、少なくとも、そういう家が存在し、ある所についてずっと、町として何もしない。放ったらかしているということじゃなくって、そういう町の施設がある中で、まあ、その管理をしていく、そういう中で、その集落へ行って、見回っているということです。

だから、そういう家、個人の家なりを見回って管理をするような、いわゆる、そういう所までのサービスを、町が職員を置いてまで、行っていくということは、これは、なかなか

か難しい、できないということだと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） 各1軒、1軒という意味では、私、言ったんではないんですけども、そういう、あの、ことについて、まあ、連絡があったものでね、このぐらいのことだったら町にですね、連絡できるんじゃないかと思って言ったわけなんですけれども。

それとあの、これ、今後どんなんですか、そういう消滅集落について、放っておけばですね、山林も荒れていこうし、この山の治水や保全についてもですね、段々と、そのままの状態になってくるんじゃないかと思うんですけど、そこらの対応がですね、今後、どのように町として考えられておるんか、どんなんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 本当に、頭の痛い、非常に難しい話で、そういう集落だけではなくてですね、今の、ほかの所の一般、町内の集落の中にもですね、既にもう、いわゆる空き家になって、そこが管理できない。まだ、田んぼや畑も、そのまま放置されてしまって、なかなか個人の所有ということで手が付けられない所が、いっぱいまあ、できてしまっております。

ですからまあ、そういう物を、じゃあ今後ですね、今は、何とかまあ、建物もまあ、古くなったり、空き家の状態で建ってますけども、これがもう、何十、5年、10年、20年経ってくればですね、廃屋のような状態になって、危険な状態にもなってくる。それをどうするかという問題も必ずもう、目の先にできて、出ております。こういう物をですね、基本的には個人の方に連絡して、個人、それを所有されている方が、きちっとまあ、管理をしていただくということを、まず原則にしていかなければ、これは、なかなか町が全て、そういう状況の物を、勝手にいらうこともできませんし、また、町の公費、経費で処理、管理や処理、管理していくことも、これもまた問題があるかと思っております。

まあ、確かに、時代の流れの中です、佐用町にも、今はまあ、若州がまあ、そういう状態に、今あるということですけども、これはまあ若州、この間の、先般の若州が、そういう状態になっているだけではなくて、以前にも、本水根なんかも、以前にね、そこ、集落があった所も、まあ、廃集落になって、これはもう、何十年も前になって、家も形もない状態になってしまっております。まず、そういう歴史の中です、消滅していったり、また、そこに集落が生まれたり、長い目で見れば、そういう1つの、いろんなまあ、状況が生まれてくるんでしょうけれども、当面、そういう所が、ドンドン増えていくということに対して、本当に行政、町が、まあ、最終的には、財政的に、これ、お金の問題になってきますから、それが、いくらでも皆、負担したり、また、そこに何か、財政的な余裕があれば、そういう対策もできるんですけども、まあ、なかなか、そういうことに十分に対策ができるだけのね、財政的な余裕も、今後、非常に厳しくなってくるだろうなというところが、大変難しいところだということになるかと思えます。

〔井上君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、井上君。

7番（井上洋文君） まあ、最後なんですけれども、なかなか、支援員というのは、町長も思い切れないということでございますけれども、行政の方としまして、やはり水道等、また、町道等につきましてもね、また、その他についても、随時、やっぱり見て回っていただきたいということを要望しまして、終わらせていただきます。
以上です。

議長（矢内作夫君） はい。以上で、井上洋文君の発言は、終わりました。
お諮りをいたします。後6名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。
次の本会議は、明日、6月15日、午前10時より再開をいたします。
本日は、これにて散会します。どうもご苦労様でした。

午後03時58分 散会
